

## 第511回茨城海区漁業調整委員会 次第

日時：令和4年7月26日（火）

午後3時から

場所：水戸市三の丸1-1-33

すいさん会館 5階 大会議室

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 出席委員報告  
現員17名，出席委員 名，欠席委員 名
- 4 議事録署名人の選出について  
委員， 委員
- 5 議 題
  - 第1号議案 小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業（板びき網漁業）許可の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間並びに許可の基準について（諮問）
  - 第2号議案 潜水器漁業許可の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間並びに許可の基準について（諮問）
  - 第3号議案 なまこ漁業許可の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間並びに許可の基準について（諮問）
  - 第4号議案 あわび漁業等の特別採捕許可について（協議）
  - 第5号議案 茨共第17号漁業権（大根漁場）切替に係る千葉県との覚書について（協議）
  - 第6号議案 ひき縄釣による水産動物の採捕にかかる委員会指示の事務取扱について（協議）
  - 第7号議案 令和5年度に向けた全国海区漁業調整委員会連合会中央要望提案について（協議）
- 6 報告事項
  - (1) 令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会総会の結果について
  - (2) 遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の採捕禁止について
  - (3) 大洗インターナショナルフィッシングフェスティバルにおける堤防釣り大会について
  - (4) しらすの漁況経過と見通しについて
- 7 その他
- 8 閉 会

漁諮問第5号

茨城海区漁業調整委員会

茨城県海面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第73号）第12条第1項及び第5項の規定に基づき、知事許可漁業に係る制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間並びに許可の基準を別記のとおり定めたいので、同条第3項及び第5項の規定により意見を求める。

令和4年7月21日

茨城県知事 大井川 和彦



(別記)

令和4年12月31日までに許可の有効期間が満了する知事許可漁業の許可の更新を行うため、同規則第12条第1項の規定に基づき、別紙1のとおり制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めて公示するとともに、同条第5項の規定に基づき、別紙2のとおり許可の基準を定めるものである。

## 「新たに許可等をする知事許可漁業」の制限措置等の公示

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、茨城県海面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第73号。以下「規則」という。）第5条第1項に掲げる漁業につき、規則第12条第1項の規定により、第1の漁業については、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を第2及び第3の漁業については、その許可をすべき漁業者の数その他の制限措置並びに許可を申請すべき期間を次のように定める。

## 第1 小型機船底びき網漁業

## 1. 制限措置

## (1) 漁業種類

その他の小型機船底びき網漁業（板びき網漁業）

## (2) 許可等をすべき船舶等の数

21隻

## (3) 船舶の総トン数

5トン以上15トン未満

## (4) 推進機関の馬力数

漁船法第3条第1項の規定に基づく動力漁船の性能の基準（昭和57年7月6日農林水産省告示第1091号）別表による馬力数以下

## (5) 操業区域

漁業の許可及び取締り等に関する省令第75条第2項ただし書の農林水産大臣が指定する小型機船底びき網漁業、海域及び期間（令和2年農林水産省告示第2235号）第2の表の第4号の項の上欄に掲げる海域とする。

## (6) 漁業時期

9月1日から翌年6月30日まで

## (7) 漁業を営む者の資格

茨城県に住所を有する者

## 2. 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年11月1日から令和4年11月30日まで

## 3. 備考

(1) 当該許可の有効期間は、令和5年1月1日から令和9年12月31日までとする。

(2) 当該漁業の許可又は起業の認可に関する取り扱いについては、規則に定めるもののほか、別に定める取扱方針によることとする。

## 第2 潜水器漁業

## 1. 制限措置

## (1) 漁業種類

下表のとおり

## (2) 許可をすべき漁業者の数

下表のとおり

## (3) 操業区域

下表のとおり

## (4) 漁業時期

下表のとおり

漁業種類	操業区域	漁業時期	許可をすべき漁業者の数
あわび潜水器漁業	第1種共同漁業権 の漁場区域	6月1日から 9月30日まで	19人
うに潜水器漁業			20人
かき潜水器漁業			19人
なまこ潜水器漁業		11月1日から 翌年9月30日まで	16人

(5) 漁業を営む者の資格

操業区域の共同漁業権の組合員行使権者で、かつ、操業区域に隣接する共同漁業権の漁業権者の同意を有する者。

2. 許可を申請すべき期間

令和4年9月12日から令和4年10月11日まで

3. 備考

(1) 当該許可の有効期間は、令和4年11月1日から令和9年10月31日までとする。

(2) 当該漁業の許可に関する取り扱いについては、規則に定めるもののほか、別に定める取扱方針によることとする。

第3 なまこ漁業

1. 制限措置

(1) 漁業種類

なまこ漁業

(2) 許可をすべき漁業者の数

28人

(3) 操業区域

第1種共同漁業権漁場区域を除く茨城県海面

(4) 漁業時期

1月1日から12月31日まで

(5) 漁業を営む者の資格

茨城県に住所を有する者

2. 許可を申請すべき期間

令和4年9月12日から令和4年10月11日まで

3. 備考

(1) 当該許可の有効期間は、令和4年11月1日から令和9年10月31日までとする。

(2) 当該漁業の許可に関する取り扱いについては、規則に定めるもののほか、別に定める取扱方針によることとする。

## 許可の基準

茨城県海面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第73号。以下「規則」という。）第12条第5項の規定による許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）をすべき船舶等の数が同条第1項の規定により公示した船舶等の数を超える場合及び第12条第7項の規定による許可すべき漁業者の数が同条第1項の規定により公示した漁業者の数を超える場合の許可の基準をそれぞれ次のように定める。

## 第1 その他の小型機船底びき網漁業（板びき網漁業）

- 1 規則第12条第5項の規定による許可の基準について、許可等の優先順位は次の順序によるものとする。
  - (1) 申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者
  - (2) 申請期間の1日目において、当該漁業の起業の認可を有する者
  - (3) 前2号に掲げる者以外の者
- 2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
  - (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の操業実績を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 3 前2項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
  - (1) 申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 4 前3項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
  - (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 5 前4項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
  - (1) 所属する漁業協同組合長の推薦を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 6 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、第12条第6項の規定に基づく方法により許可等をする者を定める。
- 7 第2項第1号及び第4項第1号の規定において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。

## 第2 潜水器漁業

- 1 規則第12条第7項の規定による許可の基準について、許可の優先順位は次の順序によるものとする。
  - (1) 申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
  - (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の操業実績を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 3 前2項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
  - (1) 申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 4 前3項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
  - (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 5 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、第12条第6項の規定に基づく方法により許可をする者を定める。
- 6 第2項第1号及び第4項第1号の規定において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁

業権行使者として漁業を営む者をいう。

### 第3 なまこ漁業

- 1 規則第12条第7項の規定による許可の基準について、許可の優先順位は次の順序によるものとする。
  - (1) 申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
  - (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の操業実績を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 3 前2項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
  - (1) 申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 4 前3項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
  - (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 5 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業を許可や漁業権によらない自由漁業として営んだ実績を有する者
- 6 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、規則第12条第6項の規定に基づく方法により許可をする者を定める。
- 7 第2項第1号及び第4項第1号の規定において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。



表1 板びき網漁業の許可等の数の推移（令和3年8月1日時点）

		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
大臣告示枠※	10t未満	275	275	275	275	275	275	275	275	275		
	10t以上	22	22	22	22	22	22	22	22	22		
	小計	297	297	297	297	297	297	297	297	297		
許可数	10t未満	2	3	3	3	3	3	3	4	4	4	4
	10t以上	16	14	13	13	13	12	11	11	10	10	9
	小計	18	17	16	16	16	15	14	15	14	14	13
起業の認可の数		6	7	8	8	8	9	10	9	10	10	10
許可等の数		24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	23

※大臣告示枠は廃止（R2.4.24付け水産庁事務連絡）

10t未満には、5トン未満船を対象とした「えび板びき」を含む

表2 漁協別許等の数及び令和4年度一斉更新意向調査結果

所属漁協	内訳	R4 現在	R4 意向調査	増減
平潟	許可隻数	2隻(0)	2隻(0)	
	認可隻数	4隻(0)	4隻(0)	
大津	許可隻数	0隻(0)	0隻(0)	
	認可隻数	2隻(0)	2隻(0)	
川尻	許可隻数	1隻(0)	1隻(0)	
	認可隻数	0隻(0)	0隻(0)	
久慈町	許可隻数	3隻(0)	3隻(0)	
	認可隻数	1隻(0)	0隻(0)	-1隻(0)
那珂湊	許可隻数	4隻(1)	4隻(1)	
	認可隻数	0隻(0)	0隻(0)	
大洗町	許可隻数	1隻(1)	1隻(1)	
	認可隻数	0隻(0)	0隻(0)	
鹿島灘	許可隻数	1隻(1)	1隻(1)	
	認可隻数	0隻(0)	0隻(0)	
はさき	許可隻数	1隻(1)	1隻(1)	
	認可隻数	2隻(0)	2隻(0)	
小計	許可隻数	13隻(4)	13隻(4)	0隻(0)
	認可隻数	9隻(0)	8隻(0)	-1隻(0)
合計		22隻(4)	21隻(4)	-1隻(0)

※（）内は10トン未満隻数で内数

(3) 船舶の総トン数 5トン以上15トン未満とする。

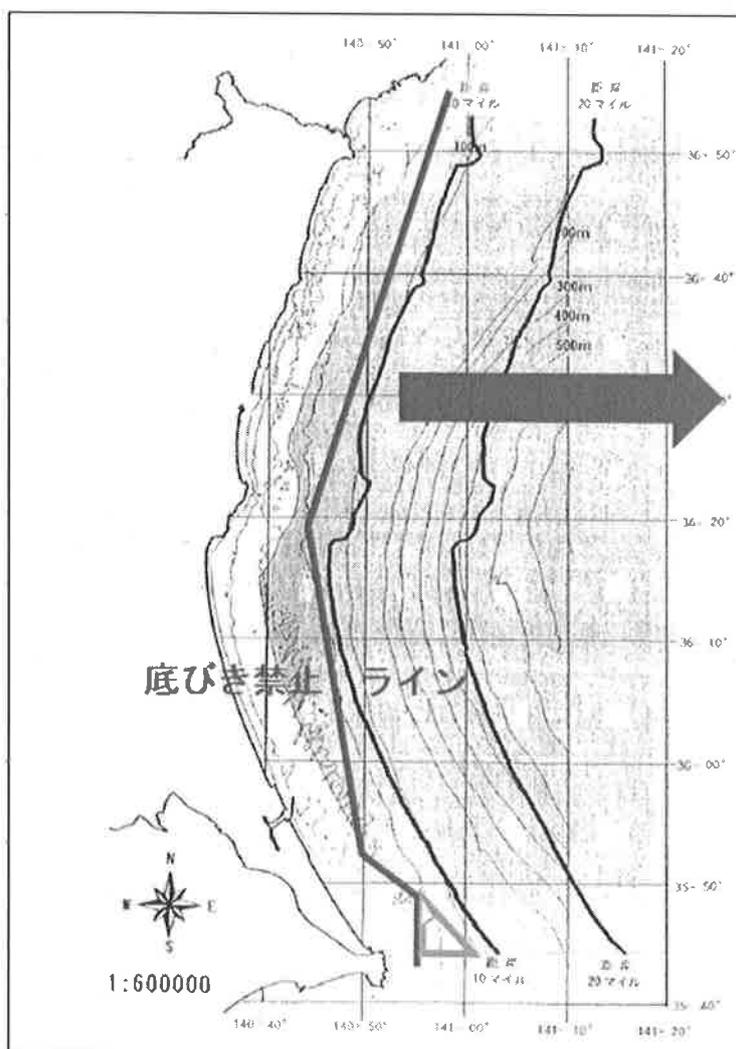
(根拠) 漁業の許可及び取締り等に関する省令第2条及び第70条第2号

(4) 推進機関の馬力数 漁船法第3条第1項の規定に基づく動力漁船の性能の基準(昭和57年7月6日農林水産省告示第1091号)別表の規定による馬力数以下とする。

(別表)

計画総トン	推進機関の馬力数
四・〇トン未満	三三〇キロワット(七〇)
四・〇トン以上六・〇トン未満	四五〇キロワット(九〇)
六・〇トン以上一〇トン未満	五四〇キロワット(一二〇)
一〇トン以上一五トン未満	六七〇キロワット(一六〇)

(5) 操業区域 漁業の許可及び取締り等に関する省令第75条第2項ただし書の農林水産大臣が指定する小型機船底びき網漁業、海域及び期間(令和2年農林水産省告示第2235号)第2の表の第4号の項の上欄に掲げる海域とする。



(6) 漁業時期 9月1日から翌年6月30日までとする。

(7) 漁業を営む者の資格 茨城県に住所を有する者とする。

2. 許可を申請すべき期間

令和4年11月1日から令和4年11月30日まで（規則第12条第2項）

3. 許可の有効期間

令和5年1月1日から令和9年12月31日まで（規則第16条第1項）

4. 許可に関する取扱い

規則に定めるもののほか、別に定める取扱い方針による。

許可等に関する取扱方針第8 許可等の条件のとおり

①大根漁場では、9月1日から翌年6月30日までの間操業してはならない（周年禁止）

②茨城・千葉調整海域では、6月1日から6月30日まで操業してはならない。

5. 許可の基準について

規則第12条第5項の規定による許可又は起業の認可をすべき漁業者の数が同条第1項の規定により公示した漁業者の数を超える場合の許可の基準は、以下のとおりとする。

(1)	① 申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者 ② 申請期間の1日目において、当該漁業の起業の認可を有する者
(2)	申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の操業実績を有する者
(3)	申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者
(4)	申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者
(5)	所属する漁業協同組合長の推薦を有する者
(6)	前各項の規定により同順位の者がある場合においては、第12条第6項の規定に基づく方法により許可等をする者を定める。

## 小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業（板びき網漁業）の許可等に関する取扱方針

（趣旨）

第1 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第70条第2号の規定による小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業（板びき網漁業）（以下「当該漁業」という。）の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）については、茨城県海面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第73号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

（許可等についての適格性）

第2 規則第11条第1項第1号の漁業又は労働に関する法令の遵守について、行政手続法（平成5年法律第88号）第12条第1項に規定する処分基準は、別に定める。

（制限措置）

第3 規則第12条第1項の規定による制限措置は、次のとおりとする。

(1) 漁業種類

その他の小型機船底びき網漁業（板びき網漁業）

(2) 許可等をすべき船舶等の数

水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認める範囲内で別に定める数とする。

(3) 船舶の総トン数

5トン以上15トン未満とする。

(4) 推進機関の馬力数

漁船法第3条第1項の規定に基づく動力漁船の性能の基準（昭和57年7月6日農林水産省告示第1091号）別表の規定による馬力数以下とする。

(5) 操業区域

漁業の許可及び取締り等に関する省令第75条第2項ただし書の農林水産大臣が指定する小型機船底びき網漁業、海域及び期間（令和2年農林水産省告示第2235号）第2の表の第4号の項の上欄に掲げる海域とする。

(6) 漁業時期

9月1日から翌年6月30日までとする。

(7) 漁業を営む者の資格

茨城県に住所を有する者とする。

（許可の基準）

第4 規則第12条第5項の規定による許可の基準について、許可等の優先順位は次の順序によるものとする。

(1) 申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者

(2) 申請期間の1日目において、当該漁業の起業の認可を有する者

(3) 前2号に掲げる者以外の者

2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

(1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の操業実績を有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

3 前2項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

(1) 申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者

- (2) 前号に掲げる者以外の者
- 4 前3項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
- (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者
- (2) 前号に掲げる者以外の者
- 5 前4項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
- (1) 所属する漁業協同組合長の推薦を有する者
- (2) 前号に掲げる者以外の者
- 6 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、第12条第6項の規定に基づく方法により許可等をする者を定める。
- 7 第2項第1号及び第4項第1号の規定において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。

(継続許可)

第5 当該漁業は、規則第15条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。

(承継許可)

第6 当該漁業は、規則第15条第1項第4号の規定による承継許可の対象とする。

(有効期間中の許可)

- 第7 当該漁業の許可の有効期間の途中において、水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認められる範囲内で、新たな許可をすることができるものとする。
- 2 当該漁業の許可の有効期間は、規則第16条第1項の規定により5年とする。ただし、前項の規定により、新たに当該漁業の許可をする場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。

(許可等の条件)

- 第8 規則第14条第1項の規定による許可等の条件は、次のとおりとする。
- (1) 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた海域においては、9月1日から翌年6月30日まで操業してはならない。
- 基点1 神栖市波崎漁港東防波堤Bに設置した標識
- 基点2 日立市日立鉱山大煙突中心点
- 基点3 銚子市大吠埼灯台中心点
- ア 基点1から55度(真方位による。以下同じ。)6,608.5メートルの点
- イ 基点1から55度10,608.5メートルの点
- ウ イから325度の線と基点2と基点3とを結ぶ線上基点3から12海里の点と基点3から正東12海里の点を結ぶ線との交点
- エ 基点2と基点3とを結ぶ線上基点3から12海里の点と基点3から正東12海里の点とを結ぶ線と基点3から152度4海里の点から正北の線との交点
- オ エから正南の線とアから325度の線との交点
- (2) 次のア、イ及びウの線によって囲まれた海域のうち前号の海域を除いた海域においては、6月1日から6月30日まで操業してはならない。
- 基点1 日立市日立鉱山大煙突中心点
- 基点2 銚子市大吠埼灯台中心点
- 基点3 茨城県と千葉県との最大高潮時海岸線における境界点
- ア 基点1と基点2とを結ぶ線上基点2から12海里の点と基点2から正東12海里の点とを結ぶ線と基点2から152度4海里の点から正北の線との交点から正

南の線

イ 基点3から正東の線

ウ 基点1と基点2とを結ぶ線上基点2から12海里の点と基点2から正東12海里の点を結ぶ線

(資源管理の状況等の報告)

第9 当該漁業の許可を受けた者は、規則第22条の規定により、漁業時期の終了後30日以内に資源管理の状況等を別に定める方法により知事に報告しなければならない。なお、沿海漁業協同組合を通じて漁獲管理情報処理システムにより県に送信された事項については、これをもって報告があったものとみなす。

付則

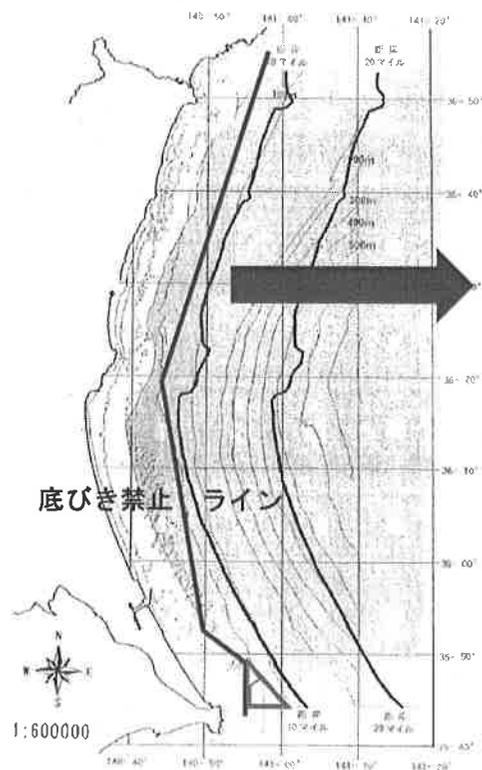
1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。

付則

この方針は、令和4年2月24日から施行する。

# 板びき網 漁業

## 操業する区域



## 操業する期間

9月～6月（7・8月禁漁）

資料No.1-4

## 獲る魚

ヒラメ、カレイ類、イカ類、アンコウ、タコ など

## 操業の様子



200～2,000m



## 特徴

- 海底にいる魚などを獲る漁法
- 船から長く伸ばしたワイヤーロープで網をひく
- 網口開口板により、網を広げ曳網面積を増大させる
- 速度2～4ノットで水深に沿って南北にひく
- 本県では5トン以上15トン未満の漁船に許可



資料No 2-1

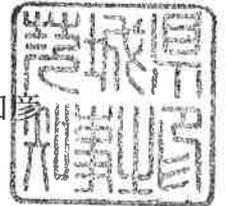
漁諮問第6号

茨城海区漁業調整委員会

茨城県海面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第73号）第12条第1項及び第7項の規定に基づき、知事許可漁業に係る制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間並びに許可の基準を別記のとおり定めたいので、同条第3項及び第7項の規定により意見を求める。

令和4年7月21日

茨城県知事 大井川 和彦



(別記)

令和4年10月31日までに許可の有効期間が満了する知事許可漁業の許可の更新を行うため、同規則第12条第1項の規定に基づき、別紙1のとおり制限措置及び許可を申請すべき期間を定めて公示するとともに、同条第7項の規定に基づき、別紙2のとおり許可の基準を定めるものである。

## 潜水器漁業許可の制限措置及び申請すべき期間並びに許可の基準について

令和 3 年 7 月 26 日  
茨城県農林水産部漁政課

潜水器漁業は、あわび漁業従事者の新規参入促進や、素潜りでは操業困難な漁場の利用促進等を図るため、平成 17 年から第 1 種共同漁業権に基づき営む「あわび漁業」等での潜水器使用に対し、特別採捕許可による試験操業を開始。平成 28 年からは、漁業権に基づき操業する「あわび漁業」、「うに漁業」、「かき漁業」の 3 漁業種について、平成 29 年からは「なまこ漁業」を追加し合計 4 漁業種類について、潜水器の使用を認める「潜水器漁業」の許可を発給した（本許可）。また、許可にあたっては、磯根資源の保護及び漁業秩序維持上の観点から、平成 28 年から平成 30 年までの間は、許可の有効期間を 1 年間とする短期許可としていたが、令和元年（前回の一斉更新）より、通常の許可の有効期間である 3 年間としていた。

令和 4 年 10 月 31 日に許可の有効期間の満了の日を迎える潜水器漁業の許可については、茨城県海面漁業調整規則（令和 2 年茨城県規則第 73 号。以下「規則」という。）第 12 条第 1 項及び第 7 項の規定による制限措置及び許可を申請すべき期間並びに許可の基準については、以下のとおりとする。

### 1. 制限措置

- (1) 漁業種類 潜水器漁業（規則第 5 条第 1 項第 14 号） ※簡易潜水器を含む  
(2) 許可すべき漁業者の数 20 人

許可等に関する取扱方針第 3（2）

水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認める範囲内で別に定める数とする。

表 1 潜水器漁業許可の推移と令和 4 年度意向調査結果

所属漁協	漁業種類	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4 意向調査	増減
平 潟	あわび	7	7	7	7	6	6	9	+3
	うに	12	12	12	11	10	10	9	-1
	かき	12	12	12	11	10	10	9	-1
	なまこ	-	12	12	11	10	10	9	-1
大 津	あわび	7	6	6	6	6	6	6	0
	うに	8	7	7	7	7	7	7	0
	かき	7	6	7	6	6	6	6	0
	なまこ	-	7	7	7	7	7	7	0
久慈町 (河原子)	あわび	3	3	3	3	3	3	4	+1
	うに	3	3	3	3	3	3	4	+1
	かき	3	3	3	3	3	3	4	+1
	なまこ	-	-	-	-	-	-	-	0
磯 崎	あわび	4	4	-	-	-	-	-	-
	うに	4	4	-	-	-	-	-	-
	かき	4	4	-	-	-	-	-	-
	なまこ	-	4	-	-	-	-	-	-

表2 各所属漁協別漁業種類別漁獲量の推移（潜水器漁業を含む）

単位（トン）

所属漁協	漁業種類	H28	H29	H30	R1	R2	R3
平潟	あわび	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0
	うに				4.1	2.6	3.5
	かき				0.4	0.7	0.3
	なまこ	0.2	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0
大津	あわび	0.2	0.4	0.4	0.9	0.5	0.7
	うに						2.6
	かき						
	なまこ	0.0	0.6	2.8	3.0	2.6	2.5
久慈町 (河原子)	あわび	0.1	0.7	0.4	1.1	0.9	0.6
	うに						
	かき						
	なまこ						
磯崎	あわび	0.8	1.3				
	うに						
	かき						
	なまこ						

出典：令和4年度漁業権行使状況調査より

(3) 操業区域 第1種共同漁業権の漁場区域

（理由）第1種共同漁業権に基づき営む「あわび漁業」、「うに漁業」、「かき漁業」、「なまこ漁業」4漁業種類について、潜水器を使用しての操業を認める知事許可であることから、操業区域は、許可者の所属する漁業協同組合が免許をうけた第1種共同漁業権漁場内とする。

(4) 漁業時期

漁業種類	漁業時期	理由
あわび潜水器漁業	6月1日から9月30日まで	3漁業種類は、操業時期・漁場を同一とするため、あわび採捕禁止期間(10/1～翌5/31)を除く期間。
うに潜水器漁業		
かき潜水器漁業		
なまこ潜水器漁業	11月1日から翌年9月30日まで	冬季が主漁期であるため

(5) 漁業を営む資格 操業区域の共同漁業権の組合員行使権者で、かつ、操業区域に隣接する共同漁業権の漁業権者の同意を有する者

(理由) 第1種共同漁業権に基づき営む4漁業種類について、潜水器を使用しての操業を認める知事許可であることから、操業区域の共同漁業権の組合員行使者であることが条件であり、かつ漁業調整上の理由から隣接漁業権者の同意を条件としている。

2. 許可を申請すべき期間

令和4年9月12日から令和4年10月11日まで(規則第12条第1項)

3. 許可の有効期間

令和4年11月1日から令和9年10月31日まで(規則第16条第1項)

4. 許可に関する取扱い

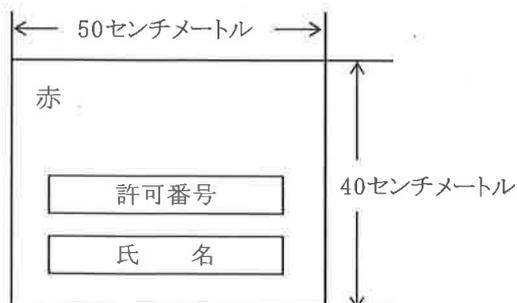
規則に定めるもののほか、別に定める取扱い方針による。

許可の取扱方針

第9 規則第14条第1項の規定による許可の条件は、次のとおりとする。

- (1) 操業時間は、11月1日から翌年5月31日までは7時から15時とし、6月1日から9月30日までは日の出から日没までとする。
- (2) 操業を行うときは別記様式の標旗を漁船を使用する場合は船上の見やすい場所に、漁船を使用しない場合は操業場所から視認できる陸上の見やすい場所に掲揚しなければならない。

別記様式



5. 許可の基準について

規則第12条第7項の規定による許可又は起業の認可をすべき漁業者の数が同条第1項の規定により公示した漁業者の数を超える場合の許可の基準は、以下のとおりとする。

(1)	申請期間の1日目において、当該漁業種類の許可を有する者
(2)	申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業種類の操業実績を有する者
(3)	申請期間の1日目において、当該漁業種類以外の許可を有する者
(4)	申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業種類以外の操業実績を有する者
(5)	前各項の規定により同順位のある者がある場合においては、第12条第6項の規定に基づく方法により許可をする者を定める。

## 潜水器漁業の許可に関する取扱方針

(趣旨)

第1 茨城県海面漁業調整規則(令和2年茨城県規則第73号。以下「規則」という。)第5条第1項第14号に規定する潜水器漁業(以下「当該漁業」という。)の許可については、規則の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

(漁業種類及び定義)

第2 当該漁業の漁業種類は、次の表の左欄に掲げるものとし、その定義は同表右欄に示すところによる。

漁業種類	定義
あわび潜水器漁業	あわびを漁業対象として潜水器(簡易潜水器を使用するものを含む)により操業する漁業
うに潜水器漁業	うにを漁業対象として潜水器(簡易潜水器を使用するものを含む)により操業する漁業
かき潜水器漁業	かきを漁業対象として潜水器(簡易潜水器を使用するものを含む)により操業する漁業
なまこ潜水器漁業	なまこを漁業対象として潜水器(簡易潜水器を使用するものを含む)により操業する漁業

(許可についての適格性)

第3 規則第11条第1項第1号の漁業又は労働に関する法令の遵守について、行政手続法(平成5年法律第88号)第12条第1項に規定する処分基準は、別に定める。

(制限措置)

第4 規則第12条第1項の規定による制限措置は、次のとおりとする。

- (1) 漁業種類  
下表のとおり
- (2) 許可をすべき漁業者の数  
水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認める範囲内で別に定める数とする。
- (3) 操業区域  
下表のとおり
- (4) 漁業時期  
下表のとおり
- (5) 漁業を営む者の資格  
操業区域の共同漁業権の組合員行使権者で、かつ、操業区域に隣接する共同漁業権の漁業権者の同意を有する者

漁業種類	操業区域	漁業時期
あわび潜水器漁業	第1種共同漁業権の漁場区域	6月1日から9月30日まで
うに潜水器漁業		
かき潜水器漁業		
なまこ潜水器漁業		
		11月1日から翌年9月30日まで

(許可の基準)

第5 規則第12条第7項の規定による許可の基準について、許可の優先順位は次の順序によるものとする。

- (1) 申請期間の1日目において、当該漁業種類の許可を有する者
- (2) 前号に掲げる者以外の者
- 2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
  - (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業種類の操業実績を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 3 前2項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
  - (1) 申請期間の1日目において、当該漁業種類以外の許可を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 4 前3項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
  - (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業種類以外の操業実績を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 5 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、第12条第6項の規定に基づく方法により許可をする者を定める。
- 6 第2項第1号及び第4項第1号の規定において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。

(継続許可)

第6 当該漁業は、規則第15条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。

(承継許可)

第7 当該漁業は、規則第15条第1項第4号の規定による承継許可の対象としない。

(有効期間中の許可)

- 第8 当該漁業の許可の有効期間の途中において、水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認められる範囲内で、新たな許可をすることができるものとする。
- 2 当該漁業の許可の有効期間は、規則第16条第1項の規定により5年とする。ただし、前項の規定により、新たに当該漁業の許可をする場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。

(許可の条件)

第9 規則第14条第1項の規定による許可の条件は、次のとおりとする。

- (1) 操業時間は、11月1日から翌年5月31日までは7時から15時とし、6月1日から9月30日までは日の出から日没までとする。
- (2) 操業を行うときは別記様式の標旗を漁船を使用する場合は船上の見やすい場所に、漁船を使用しない場合は操業場所から視認できる陸上の見やすい場所に掲揚しなければならない。

(資源管理の状況等の報告)

第10 当該漁業の許可を受けた者は、規則第22条の規定により、漁業時期の終了後30日以内に資源管理の状況等を別に定める方法により知事に報告しなければならない。なお、沿海漁業協同組合を通じて漁獲管理情報処理システムにより県に送信された事

項については、これをもって報告があったものとみなす。

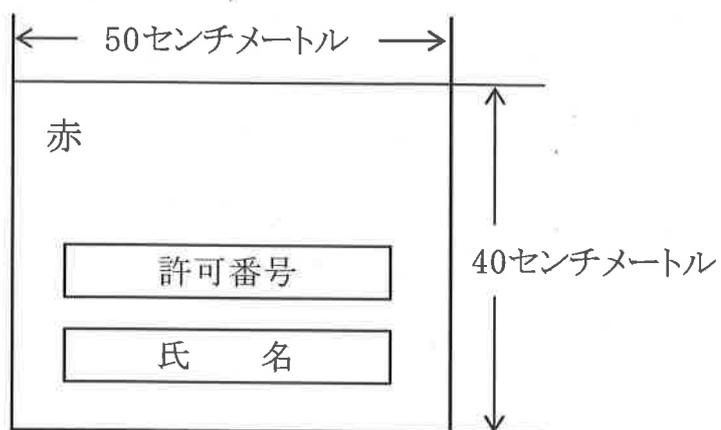
付則

- 1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。

付則

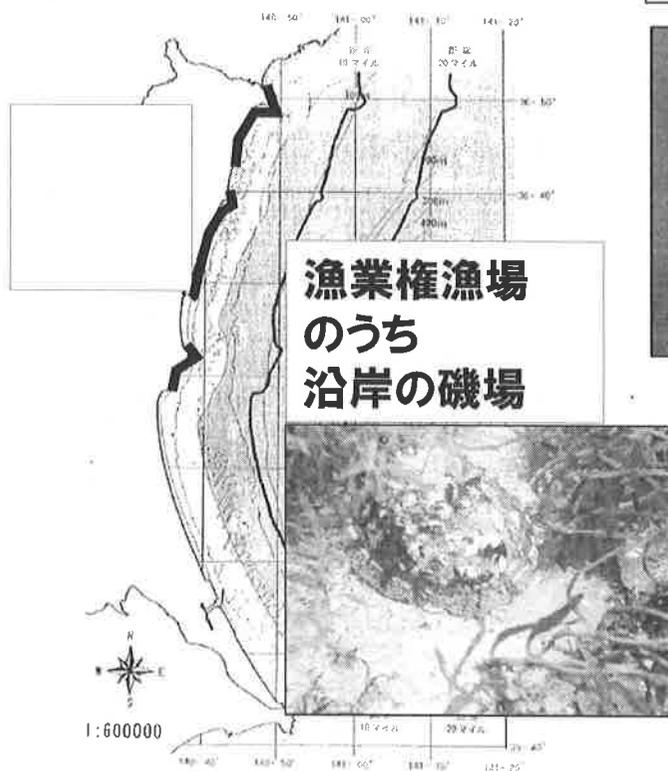
この方針は、令和4年2月24日から施行する。

別記様式



# 潜水器 漁業

## 操業する区域



## 操業する期間

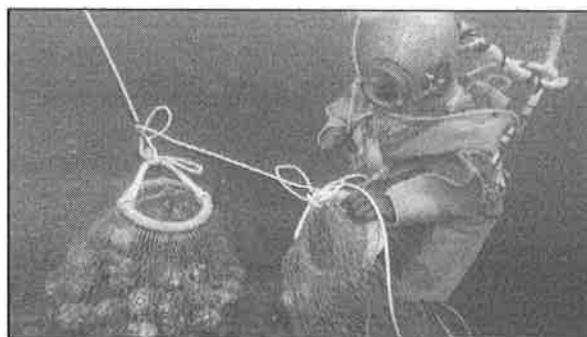
あわび、うに、いわがき 6～9月  
なまこ 11月～翌9月

資料No.2-4

## 獲る生物

あわび、うに、いわがき、なまこ

## 操業の様子



ヘルメット式潜水 (岩手県種市) 出典: NHK



スクーバ潜水 提供: 水産試験場

## 特徴

- ・ 磯根漁業において、素潜りではなく潜水器を利用し、高効率での採捕を行う。
- ・ メリット: 時間の短縮、丁寧な採捕 (キズものの減少)、海況が悪いときでも操業可能 (日数の増加)



資料No 3-1

漁諮問第7号

茨城海区漁業調整委員会

茨城県海面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第73号）第12条第1項及び第7項の規定に基づき、知事許可漁業に係る制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間並びに許可の基準を別記のとおり定めたいので、同条第3項及び第7項の規定により意見を求める。

令和4年7月21日

茨城県知事 大井川 和彦



(別記)

令和4年10月31日までに許可の有効期間が満了する知事許可漁業の許可の更新を行うため、同規則第12条第1項の規定に基づき、別紙1のとおり制限措置及び許可を申請すべき期間を定めて公示するとともに、同条第7項の規定に基づき、別紙2のとおり許可の基準を定めるものである。

なお、許可の有効期間については、令和4年6月9日付け漁諮問第4号にて、5年から1年に短縮する旨諮問し、令和4年6月21日付け茨漁調委第13号において、差し支えない旨答申を得ている。

## なまこ漁業許可の制限措置及び申請すべき期間並びに許可の基準について

令和3年7月26日

茨城県農林水産部漁政課

なまこ漁業における茨城県海面漁業調整規則（以下、「規則」という。）第12条第1項及び第7項の規定による制限措置及び許可を申請すべき期間並びに許可の基準については、以下のとおりとする。

なお、当該許可は、令和2年12月の漁業法及び規則の改正施行に伴い令和3年11月より新たに発給した許可であり、他漁業との操業上の問題や漁獲による資源への影響について、検証する必要があることから、許可の有効期間を5年から1年に短縮し発給している。本件についても、令和4年6月9日付け漁諮問第4号にて、有効期間を5年から1年に短縮する旨諮問し、令和4年6月13日付け茨漁調委第21号において差し支えない旨答申を得ている。

## 1. 制限措置

(1) 漁業種類 なまこ漁業（規則第5条第1項第2号）

(2) 許可すべき漁業者の数 28人 ※現行のとおり

（理由）規則第22条に基づく資源管理状況等の報告の結果（令和3年11月から令和4年4月の間）、許可を受けた28人の漁業者のうち、13人の操業実績が確認された。操業の無かった15人についても新型コロナウイルス感染症の影響による需要の減及び他漁業の操業を優先したことによる操業の自粛と漁場の保護など合理的な理由が認められたことから、現行のとおり許可すべき漁業者の数を28人とする。

(3) 操業区域 第1種共同漁業権漁場区域を除く茨城県海面 ※現行のとおり

（理由）現状において、他漁業との操業上の問題については、報告されていないものの、引き続き検証の必要があることから、現行のとおりの操業区域とする。

(4) 漁業時期 1月1日から12月31日まで ※現行のとおり

（理由）規則において「なまこ」の採捕を禁止する期間が定められておらず、漁業権行使規則においても「なまこ漁業」の操業を禁止する期間の制限が設けられてない。また、資源管理状況等の報告（令和3年11月から令和4年4月の間）においては、12月以降、毎月の採捕が報告されており、引き続き漁業時期についての検証が必要なことから、現行のとおり周年とする。

(5) 漁業を営む資格 茨城県に住所を有する者

## 2. 許可を申請すべき期間

令和4年9月12日から令和4年10月11日まで（規則第12条第2項）

## 3. 許可の有効期間

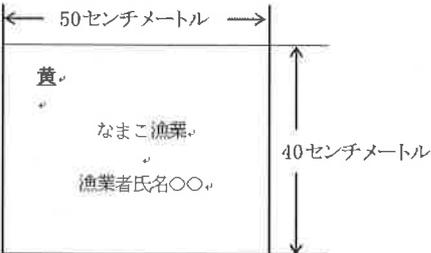
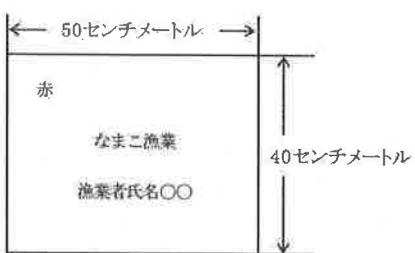
令和4年11月1日から令和5年10月31日まで（規則第16条第2項）

令和4年6月9日付け漁諮問第4号、同年6月21日付け茨漁調委第13号（答申）のとおり。

4. 許可に関する取扱い

規則に定めるもののほか、別に定める取扱い方針による。

- 別添「なまこ漁業の許可に関する取扱い方針（改正案）」のとおり。**※一部改正とする**

改正案	現行
<p>(許可の条件)</p> <p>第9 規則第 14 条第1項の規定による許可の条件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 操業時間は、日の出から日没までとする。</p> <p>(2) 操業を行うときは別記様式の標旗を漁船を使用する場合又は船上の見やすい場所に、漁船を使用しない場合は操業場所から視認できる陸上の見やすい場所に掲揚しなければならない。</p> <p><b>また、操業を行うときに使用する漁船の船体両側面の見やすい場所に、許可番号を表示しなければならない。</b></p> <p>(3) 当該許可にかかる採捕は、許可を受けた者1人に限る。なお、共同申請又は法人であって採捕に従事する者は、許可証に記載された1人に限る。</p> <p>別記様式</p>  <p><b>船体表示</b></p>  <p>各文字及び数字の大きさは8センチメートル以上、太さは2センチメートル以上とする。</p>	<p>(許可の条件)</p> <p>第9 規則第 14 条第1項の規定による許可の条件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 操業時間は、日の出から日没までとする。</p> <p>(2) 操業を行うときは別記様式の標旗を漁船を使用する場合又は船上の見やすい場所に、漁船を使用しない場合は操業場所から視認できる陸上の見やすい場所に掲揚しなければならない。</p> <p>(3) 当該許可にかかる採捕は、許可を受けた者1人に限る。なお、共同申請又は法人であって採捕に従事する者は、許可証に記載された1人に限る。</p> <p>別記様式</p> 

(理由) 県漁業取締による定期的な巡視により、履行を確認した際に標旗のみであると許可番号が視認しにくい事例があったことから、表示方法について船体への表示を追加する。

#### 5. 許可の基準について

規則第12条第7項の規定による許可又は起業の認可をすべき漁業者の数が同条第1項の規定により公示した漁業者の数を超える場合の許可の基準は、以下のとおりとする。

(1)	申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者
(2)	申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業において、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営んだ実績を有する者
(3)	申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者
(4)	申請期間の1日目以前3年以内において、本人が当該漁業以外の許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営んだ実績を有する者
(5)	申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業を許可や漁業権によらない自由漁業として営んだ実績を有する者
(6)	前各項の規定により同順位の者がある場合においては、規則第12条第6項の規定に基づく方法により許可をする者を定める。

改正案	現行
<p>なまこ漁業の許可に関する取扱方針</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1 茨城県海面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第73号。以下「規則」という。）第5条第1項第2号に規定するなまこ漁業（以下「当該漁業」という。）の許可については、規則の規定によるほか、この方針の定めるところによる。</p> <p>(漁業の定義)</p> <p>第2 当該漁業は、小型機船底びき網漁業及び潜水器漁業以外の方法により、なまこの採捕を目的として営む漁業とする（組合員行使者が営む当該組合員行使権の内容たる当該漁業を除く）。</p> <p>(許可についての適格性)</p> <p>第3 規則第11条第1項第1号の漁業又は労働に関する法令の遵守について、行政手続法（平成5年法律第88号）第12条第1項に規定する処分基準は、別に定める。</p> <p>(制限措置)</p> <p>第4 規則第12条第1項の規定による制限措置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 漁業種類 なまこ漁業</p> <p>(2) 許可をすべき漁業者の数 水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認める範囲内で別に定める数とする。</p> <p>(3) 操業区域 第1 種共同漁業権の漁場区域を除く茨城県海面とする。</p> <p>(4) 漁業時期 1月1日から12月31日までとする。</p>	<p>なまこ漁業の許可に関する取扱方針</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1 茨城県海面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第73号。以下「規則」という。）第5条第1項第2号に規定するなまこ漁業（以下「当該漁業」という。）の許可については、規則の規定によるほか、この方針の定めるところによる。</p> <p>(漁業の定義)</p> <p>第2 当該漁業は、小型機船底びき網漁業及び潜水器漁業以外の方法により、なまこの採捕を目的として営む漁業とする（組合員行使者が営む当該組合員行使権の内容たる当該漁業を除く）。</p> <p>(許可についての適格性)</p> <p>第3 規則第11条第1項第1号の漁業又は労働に関する法令の遵守について、行政手続法（平成5年法律第88号）第12条第1項に規定する処分基準は、別に定める。</p> <p>(制限措置)</p> <p>第4 規則第12条第1項の規定による制限措置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 漁業種類 なまこ漁業</p> <p>(2) 許可をすべき漁業者の数 水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認める範囲内で別に定める数とする。</p> <p>(3) 操業区域 第1 種共同漁業権の漁場区域を除く茨城県海面とする。</p> <p>(4) 漁業時期 1月1日から12月31日までとする。</p>

<p>(5) 漁業を営む者の資格 茨城県に住所を有する者 (許可の基準)</p> <p>第5規則第12条第7項の規定による許可の基準について、許可の優先順位は次の順序によるものとする。</p> <p>(1) 申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者</p> <p>(2) 前号に掲げる者以外の者</p> <p>2前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。</p> <p>(1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業において、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営んだ実績を有する者</p> <p>(2) 前号に掲げる者以外の者</p> <p>3前2項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。</p> <p>(1) 申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者</p> <p>(2) 前号に掲げる者以外の者</p> <p>4前3項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。</p> <p>(1) 申請期間の1日目以前3年以内において、本人が当該漁業以外の許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営んだ実績を有する者</p> <p>(2) 前号に掲げる者以外の者</p> <p>5前4項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。</p> <p>(1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業を許可や漁業権によらない自由漁業として営んだ実績を有する者</p> <p>(2) 前号に掲げる者以外の者</p> <p>6前各項の規定により同順位の者がある場合には、規則第12条第</p>	<p>(5) 漁業を営む者の資格 茨城県に住所を有する者 (許可の基準)</p> <p>第5規則第12条第7項の規定による許可の基準について、許可の優先順位は次の順序によるものとする。</p> <p>(1) 申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者</p> <p>(2) 前号に掲げる者以外の者</p> <p>2前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。</p> <p>(1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業において、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営んだ実績を有する者</p> <p>(2) 前号に掲げる者以外の者</p> <p>3前2項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。</p> <p>(1) 申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者</p> <p>(2) 前号に掲げる者以外の者</p> <p>4前3項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。</p> <p>(1) 申請期間の1日目以前3年以内において、本人が当該漁業以外の許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営んだ実績を有する者</p> <p>(2) 前号に掲げる者以外の者</p> <p>5前4項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。</p> <p>(1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業を許可や漁業権によらない自由漁業として営んだ実績を有する者</p> <p>(2) 前号に掲げる者以外の者</p> <p>6前各項の規定により同順位の者がある場合には、規則第12条第</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>6 項の規定に基づく方法により許可をする者を定める。 (継続許可)</p> <p>第6 当該漁業は、規則第15条第1 項第1 号の規定による継続許可の対象 としない。 (承継許可)</p> <p>第7 当該漁業は、規則第15条第1 項第4 号の規定による承継許可の対象 としない。 (有効期間中の許可)</p> <p>第8 当該漁業の許可の有効期間の途中において、水産資源の保護培養上 及び漁業調整上支障がないと認められる範囲内で、新たな許可をする ことができるものとする。</p> <p>2 当該漁業の許可の有効期間は、規則第1 6 条第1 項の規定により5 年 とする。ただし、前項の規定により、新たに当該漁業の許可をする場 合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定める ものとする。 (許可の条件)</p> <p>第9 規則第14条第1 項の規定による許可の条件は、次のとおりとする。 (1) 操業時間は、日の出から日没までとする。 (2) 操業を行うときは別記様式の標旗を漁船を使用する場合又は船上の 見やすい場所に、漁船を使用しない場合は操業場所から視認できる陸 上の見やすい場所に掲揚しなければならない。</p> <p><b><u>また、操業を行うときに使用する漁船の船体側面の見やすい場所に、 許可番号を表示しなければならない。</u></b></p> <p>(3) 当該許可にかかる採捕は、許可を受けた者1 人に限る。なお、共 同申請又は法人であって採捕に従事する者は、許可証に記載された1 人に限る。 (資源管理の状況等の報告)</p>	<p>6 項の規定に基づく方法により許可をする者を定める。 (継続許可)</p> <p>第6 当該漁業は、規則第15条第1 項第1 号の規定による継続許可の対象 としない。 (承継許可)</p> <p>第7 当該漁業は、規則第15条第1 項第4 号の規定による承継許可の対象 としない。 (有効期間中の許可)</p> <p>第8 当該漁業の許可の有効期間の途中において、水産資源の保護培養上 及び漁業調整上支障がないと認められる範囲内で、新たな許可をする ことができるものとする。</p> <p>2 当該漁業の許可の有効期間は、規則第1 6 条第1 項の規定により5 年 とする。ただし、前項の規定により、新たに当該漁業の許可をする場 合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定める ものとする。 (許可の条件)</p> <p>第9 規則第14条第1 項の規定による許可の条件は、次のとおりとする。 (1) 操業時間は、日の出から日没までとする。 (2) 操業を行うときは別記様式の標旗を漁船を使用する場合又は船上の 見やすい場所に、漁船を使用しない場合は操業場所から視認できる陸 上の見やすい場所に掲揚しなければならない。</p> <p>(3) 当該許可にかかる採捕は、許可を受けた者1 人に限る。なお、共 同申請又は法人であって採捕に従事する者は、許可証に記載された1 人に限る。 (資源管理の状況等の報告)</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第10当該漁業の許可を受けた者は、規則第22条の規定により、毎年5月末日までに資源管理の状況等を別に定める方法により知事に報告しなければならぬ。なお、沿海漁業協同組合を通じて漁獲管理情報処理システムにより県に送信された事項については、これをもって報告があつたものとみなす。

(許可の申請)

第11規則第9条第2項において提出を求めめる書類は、以下のとおりとする。

- (1) 申請理由書
- (2) 第5の許可の基準にかかる営んだ実績等を証する書類
- (3) 船舶を使用する場合、自己所有船舶においては漁船原簿謄本又は漁船登録票の写し(但し、県内登録漁船の場合は省略可)、自己所有船舶以外の場合は、船舶使用承諾書又は備船契約書の写し。
- (4) 茨城県内の漁業協同組合員にあつては、漁業協同組合長の副申請書
- (5) (4)以外の者にあつては、個人の場合には、住民票の写し又はこれに類するものであつて氏名、生年月日及び県内住所を証する書類とし、法人の場合は定款及び登記事項証明書とする。
- (6) 共同申請又は法人の場合においては、採捕に従事する者を1人に限定する届出及びその者の住民票の写し又はこれに類するものであつて氏名、生年月日及び住所を証する書類並びに規則第11条第1項に規定する適格性を有することを誓約する書面。

付則

- 1 この方針は、令和3年9月8日から施行する。

付則

この方針は、令和4年2月24日から施行する。

付則

**この方針は、令和4年7月 日から施行する。**

第10当該漁業の許可を受けた者は、規則第22条の規定により、毎年5月末日までに資源管理の状況等を別に定める方法により知事に報告しなければならぬ。なお、沿海漁業協同組合を通じて漁獲管理情報処理システムにより県に送信された事項については、これをもって報告があつたものとみなす。

(許可の申請)

第11規則第9条第2項において提出を求めめる書類は、以下のとおりとする。

- (1) 申請理由書
- (2) 第5の許可の基準にかかる営んだ実績等を証する書類
- (3) 船舶を使用する場合、自己所有船舶においては漁船原簿謄本又は漁船登録票の写し(但し、県内登録漁船の場合は省略可)、自己所有船舶以外の場合は、船舶使用承諾書又は備船契約書の写し。
- (4) 茨城県内の漁業協同組合員にあつては、漁業協同組合長の副申請書
- (5) (4)以外の者にあつては、個人の場合には、住民票の写し又はこれに類するものであつて氏名、生年月日及び県内住所を証する書類とし、法人の場合は定款及び登記事項証明書とする。
- (6) 共同申請又は法人の場合においては、採捕に従事する者を1人に限定する届出及びその者の住民票の写し又はこれに類するものであつて氏名、生年月日及び住所を証する書類並びに規則第11条第1項に規定する適格性を有することを誓約する書面。

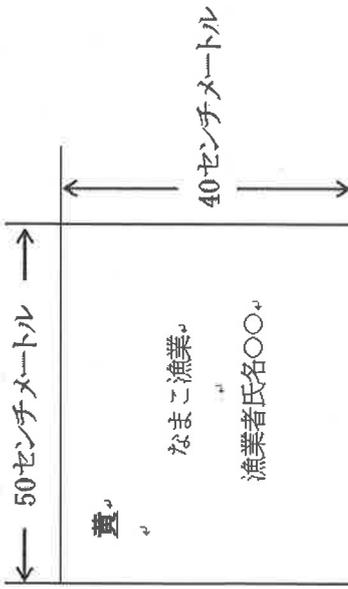
付則

- 1 この方針は、令和3年9月8日から施行する。

付則

この方針は、令和4年2月24日から施行する。

別記様式



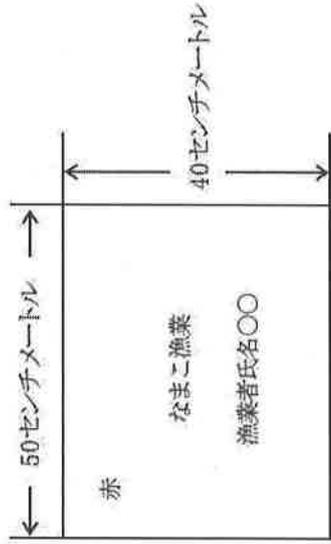
船体表示

な〇〇〇〇〇〇号

8センチメートル

各文字及び数字の大きさは8センチメートル以上、太さは2センチメートル以上とする。

別記様式

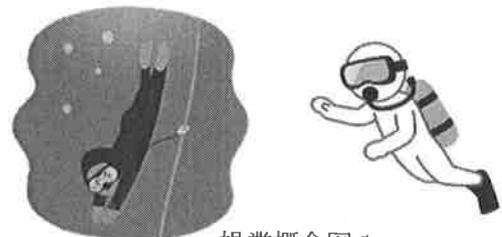


本県で漁獲される なまこ について

- 和名：マナマコ（学名：*Apostichopus armata*）
- 分類：棘皮動物門 ナマコ綱 楯手目 シカク  
ナマコ科
- 分布：潮間帯から水深 20 m 程度の浅海に  
生息する（沿岸域）。
- 漁業：素潜り（共同漁業権、自由漁業※）、  
潜水器漁業（知事許可漁業）により漁獲。  
H25～漁業権対象種、H29～潜水器漁業許可  
※茨城県海面漁業調整規則改正施行（R2.12.1）以前



写真1 マナマコ



操業概念図1

左) 素潜り（漁業権、自由漁業※）  
右) 潜水器（許可漁業）

- 和名：オキナマコ（学名：*Parastichopus nigripunctatus*）
- 分類：棘皮動物門 ナマコ綱 楯手目 シカク  
ナマコ科
- 分布：九州～北海道の水深 20～600mに生息  
（沖合域）。
- 漁業：底びき網漁業により漁獲。  
沖合底びき網漁業（大臣許可漁業）  
小型機船底びき網漁業（知事許可漁業）

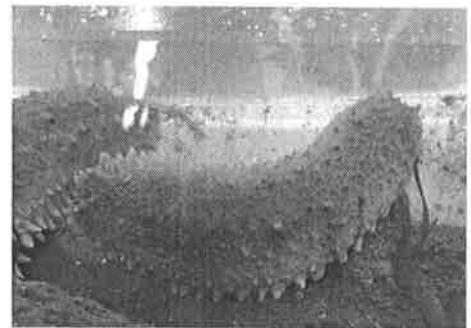
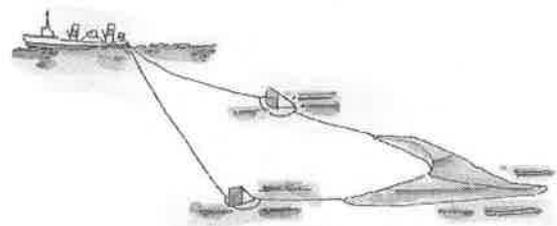


写真2 オキナマコ



操業概念図2

沖合底びき網漁業（大臣許可漁業）  
小型機船底びき網漁業（知事許可漁業）

## あわび漁業等の特別採捕許可について

令和4年7月26日  
茨城県農林水産部漁政課

### 1 経緯

あわび漁業等の特別採捕許可については、漁業従事者の新規加入促進による漁場管理体制の強化と素潜りで操業困難な未利用漁場の利用促進を進めるため、平成15年以降「操業期間延長（10月）」、平成17年以降「潜水器使用」の特別採捕許可を順次発給し、試験操業を実施してきた。

このうち「潜水器使用」については、試験操業の実績を踏まえ、平成29年漁期以降は、特別採捕許可ではなく、あわび、うに、かき、なまこを対象とし、操業期間を9月30日までとする潜水器漁業の許可発給している。

### 2 今年度の漁模様及び要望の状況

今年6月は晴天が続き操業日数が確保されたものの、7月になっては風雨の日が断続的にあり6月ほど海象条件に恵まれていない。近年は梅雨明け後でも天候が不安定であったり大型台風の発生により遠方からのうねりが入ったりと操業日数が思うように確保できていない年が多く、調整規則に定められた操業期間である6月から9月の4カ月間では十分な水揚額を確保するのが難しい状況にある。このような事情から、今年度においても県内7漁協から10月31日までの操業期間の1ヵ月延長を希望する要望書の提出があった。

### 3 今年度の取扱い（案）

平成15年以降、毎年特別採捕許可を発給してきたが、資源水準や動向については、途中、東日本大震災による影響があったものの、各漁協が漁獲量、操業時間、殻長の制限、種苗放流等の資源管理に取り組んできたことにより、水産試験場の資料によると水準で「中位」、動向は「横ばい」と判断されることから、操業期間延長による特別採捕許可（潜水器使用を含む）を発給することとしたい。

#### 【要望書提出のあった漁協】

平潟、大津、川尻、久慈町（会瀬支所・河原子出張所含む）、久慈浜丸小、磯崎、那珂湊

表1 あわび漁獲量・種苗放流数の推移（平成15年～令和3年）

年\項目	漁獲量(トン)						種苗放流数 (千個)
	6月	7月	8月	9月	10月	合計	
H15	3.98	2.02	5.44	6.70	0.27	18.41	235
H16	7.10	7.78	3.91	2.31	1.39	22.49	226
H17	6.26	3.75	5.26	3.60	2.36	21.22	233
H18	5.23	4.84	3.66	1.81	1.33	16.87	436
H19	10.12	5.93	10.01	0.31	3.59	30.42	243
H20	6.14	6.90	3.49	4.16	4.38	25.06	294
H21	4.00	7.01	2.35	2.15	5.75	21.25	285
H22	10.57	6.17	5.27	1.63	0.88	24.52	272
H23	4.29	3.98	3.31	2.49	5.83	19.90	0
H24	1.62	5.39	3.95	1.33	0.98	13.26	0
H25	4.71	3.42	2.67	1.28	1.37	13.45	95
H26	3.36	3.09	2.68	1.16	1.30	11.59	100
H27	2.13	0.89	0.68	0.65	1.39	5.75	300
H28	1.02	0.72	0.24	0.81	0.67	3.46	300
H29	2.96	2.89	1.83	0.98	1.30	9.98	309
H30	2.90	3.27	1.78	1.09	1.59	10.63	270
R1	3.92	3.55	5.05	3.85	0.98	17.36	274
R2	2.18	2.98	5.25	1.11	3.31	14.83	249
R3	3.92	4.28	3.44	1.42	1.68	14.74	299

表2 令和3年 あわび地区別月別漁獲量

単位:kg

地区/月	6月	7月	8月	9月	10月	合計
平潟	40	0	0	0	8	48
大津	101	211	290	97	0	699
川尻	432	505	151	306	143	1,538
会瀬	34	173	83	150	39	479
河原子	0	235	143	0	162	540
久慈町	212	375	402	84	165	1,238
久慈浜丸小	295	611	724	89	210	1,929
磯崎	424	965	394	193	160	2,136
那珂湊	1,706	900	999	503	792	4,900
大洗町	672	307	259	0	0	1,238
合計	3,915	4,283	3,444	1,422	1,678	14,743
(%)	27	29	23	10	11	

表3 令和3年 あわび等採捕実績

項目		漁獲量(kg)	漁獲金額(千円)	単価(円/kg)	備考
全 体	6~10月	14,830	129,618	8,740	
	6~9月	13,152	110,276	8,385	
特別採捕	操業期間延長(10月)	1,678	19,342	11,525	
	潜水器利用	8	104	13,867	平潟漁協のみ

## 令和4年度あわび漁業等の特別採捕許可の取扱(案)

## 1 許可の方針

あわび漁業の操業期間延長について、資源への影響、漁場利用・漁業調整上の問題や漁業経営への寄与等を調査するため、特別採捕許可を行う。

## 2 許可の対象者

あわび漁業等を内容とする第1種共同漁業権を有する漁業協同組合

3 許可期間 令和4年10月1日から同年10月31日まで

4 操業期間 許可期間に同じ

5 漁獲対象 あわび、うに、いわがき、なまこ

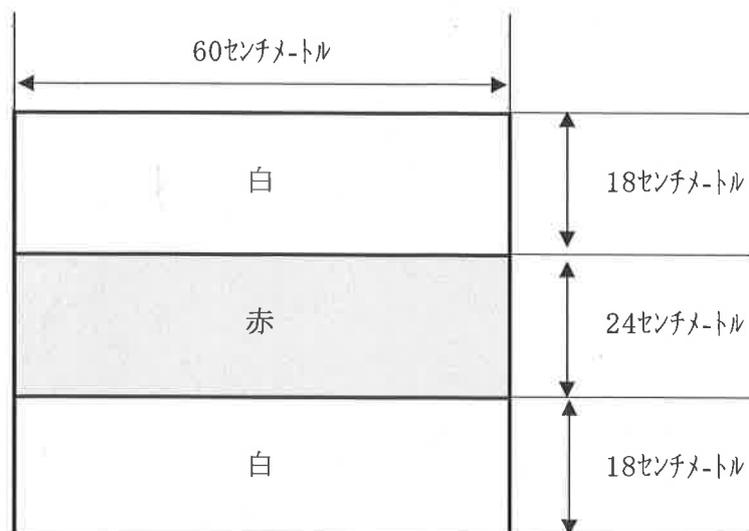
## 6 操業区域

あわび漁業等を対象として申請者が免許を受けている第1種共同漁業権漁場区域、及びあわび漁業の許可を受けている操業区域。なお、共有漁業権漁場の場合は関係する漁業協同組合の同意があること。

## 7 許可に際しての制限又は条件

- (1) 操業時間は、日の出から日没までとする。
- (2) 操業を行うときは別記様式の標旗を見やすい場所に掲揚しなければならない。
- (3) 試験操業終了後1ヵ月以内に別に定める様式により、試験操業漁獲成績報告書を知事に提出しなければならない。

別記様式



令和4年度あわび等試験操業漁獲成績報告書

茨城県知事 大井川 和彦 殿

令和4年 月 日

組合名

下記のとおり試験操業を行ったので、報告します。

記

月 日	従事者 (人数)	あわび		うに		(その他 ※)		備 考 (潜水器の有無等)
		漁獲量 (kg)	漁獲金額 (円)	漁獲量 (kg)	漁獲金額 (円)	漁獲量 (kg)	漁獲金額 (円)	
合 計								

注：日別操業実績表を添付すること

※ いわがき又はなまこを漁獲した場合は魚種ごとに漁獲量・金額を記載すること。



令和4年7月1日



茨城県農林水産部漁政課長 殿

平潟漁業協同組合  
代表理事組合長 阿久津 栄作



あわび漁業等の操業期間の延長について

盛夏の候、皆様におかれましては、ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当組合におけるあわび漁業等については、種苗放流の実施や磯清掃などあわび資源の適切な管理に努めながら、操業して参りました。

近年のあわび漁業は、夏季の海象条件が不安定で計画通りの操業が難しいことや、魚価低迷の際には操業を見送る場合もあり、調整規則に定められた操業期間である6月から9月の4カ月間では十分な水揚額を確保するのが難しい状況にあります。そのため、県の特別採捕許可を受け操業期間を10月まで延長し日数の確保を行ってきたところです。

今年の操業日数は、6月の解禁以降、現在のところ順調に進んでいますが、近年巨大化する台風の影響などにより漁期後半の操業日数が確保できるのか懸念があります。また、市況につきましても、一昨年からの新型コロナウイルス感染症の影響により、単価が安定して推移するか不透明でありますことから、所属組合員が十分な水揚金額を上げられるよう、操業期間を1ヵ月延長し、10月まで操業できる特別採捕許可の発給をご検討いただけますようお願い申し上げます。

なお、要望に当たりましては、種苗放流数の増加や、産卵母貝の保護など、地先資源の持続的利用のため適切な管理に努めて参りますので、本要望について特段のご配慮を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。



あわびの生態と資源について

● 和名：エゾアワビ (*Haliotis discus hannai* Ino, 1952)

● 分布：本県では、北方系のエゾアワビが分布し、大洗町以北の浅海岩礁域に生息する（沿岸域：水深3～10m）。

● 漁業：本県においては、素潜り（共同漁業権）、潜水器漁業（知事許可漁業）、あわび漁業（知事許可漁業）で漁獲。

● 栽培漁業対象種であり、県栽培漁業センターで育てた稚貝を放流し（種苗放流）、放流後3～4年で11cm以上の漁獲サイズとなる。

● 漁獲量：H23年までは、年間10～30トンで。東日本大震災の影響による種苗放流の減少を受け、漁獲量が一時低下した（H28：3.5トン）が、種苗放流再開に伴いH29年から漁獲量が回復（R3：14.7トン）。

● 加入量：放流種苗由来のアワビは漁獲物の約半分を占め、漁獲加入に大きな影響を与えている。種苗の放流数は例年約30万個であったが、震災の影響によりH23、24年は0、H25、26年は10万個となった。H27年以降は約30万個放流が再開されている。

● 水準と動向：水産試験場の資料によると資源水準は近年の漁獲量から「中位」（図1）、動向は直近5ヶ年の漁獲量から計算したCPUE（kg/日・人）の傾向から「横ばい」（図2）と判断される。



写真 エゾアワビ

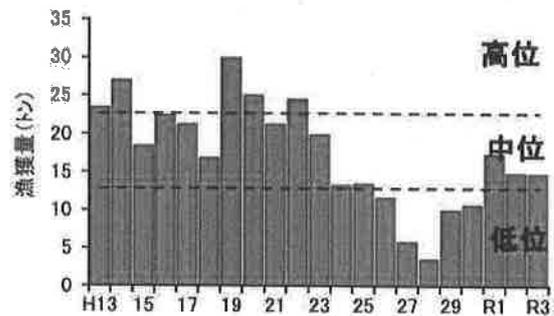


図1 本県におけるアワビ漁獲量の推移

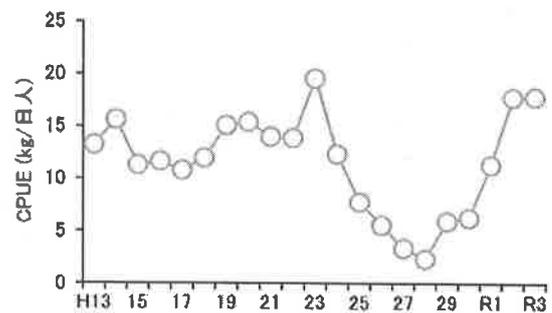


図2 本県におけるアワビのCPUEの推移

水準	動向
○	➡

表 本県におけるアワビ資源水準と動向

茨城県水産試験場資料より

茨共第17号漁業権（大根漁場）切替に係る千葉県との覚書について

令和4年7月26日  
茨城県農林水産部漁政課

1 経緯

茨城県神栖市波崎沖に位置する大根漁場における漁業権（茨共第17号第2種共同漁業権）の免許の取扱いは、昭和38年に本県及び千葉県による調整並びに水産庁による調停の結果、3者で覚書を交わし、免許期間10年を3年4ヶ月毎に3分割し、本県と千葉県が交代で漁業権を免許することとなった。その後、覚書は10年毎に更新しており、昭和48年の更新で内容を一部修正した後は基本的な考え方を変更せず、現在に至っている（茨城→千葉→茨城、茨城→千葉…）。

※現行の漁業権の内容

- ・漁業種類：第2種共同漁業権
- ・漁業の名称：雑魚建網漁業
- ・漁業時期：12月1日から9月30日まで
- ・免許者：茨城県知事
- ・漁業権者：那珂湊、大洗町、鹿島灘、はさき、銚子市漁協
- ・免許の存続期間：令和2年7月1日から令和5年10月31日まで

（参 考）

平成25年3月27日 現行の覚書締結

平成25年11月1日 から 平成29年2月28日まで 茨共第17号 茨城県知事免許

平成29年3月1日 から 令和2年6月30日まで 共第63号 千葉県知事免許

令和2年7月1日 から 令和5年10月31日まで 茨共第17号 茨城県知事免許

2 令和5年の漁業権免許切替えに向けた覚書の取扱いについて

現行の覚書は、平成25年3月27日付けで締結されているが、有効期間が10年間であるため、令和5年11月1日に迎える茨共第17号漁業権の切替えに先立ち、県及び海区漁業調整委員会では、今後の取扱いを協議する必要がある。

### 3 今後の対応について

#### (1) 関係漁業協同組合への意見聴取結果

- ・ 県では、令和4年6月28日～7月12日にかけて、県内の関係漁業協同組合に対し、意向の聴き取り調査を実施。
- ・ その結果、従来の主張のとおり「大根漁場は茨城県地先の海面であるため、恒久的に茨城県が免許すべき」である、との意見であった。

#### (2) 今後の覚書の取扱いについて

- ・ 関係漁業協同組合への意見聴取の結果については、千葉県へ伝える。他方、同漁場においては、水産庁の調停の下、60年間2県間で漁場の管理が行われてきたことや、近年は漁業操業上のトラブルが生じていないことから、平成25年の内容を踏襲し、有効期間を10年間とする覚書を更新することで、調整を図ることとする。

## 現行の覚書(H25締結)

## 大根漁場に関する覚書

茨城、千葉両県は、大根漁場における関係漁業者の従来からの操業の実情を尊重し、今後においてもその操業を確保することを目的として、かつ、本覚書は両県の境界線にはなんらの影響を与えるものではないという前提のもとに、下記のとおり取り扱うことを確認するものとする。

なお、この覚書の実施にあたって両県間の紛争が生じ、両県当事者間の協議のみではその解決が困難であると認められる場合には、水産庁がその解決のため斡旋に努めるものとする。

## 記

- 1 別紙図面中の斜線部分の海域（以下「当該海域」という。）については、両県知事は第2種共同漁業を漁業種類とし、存続期間を3年4ヶ月とする共同漁業権を、現にその海域に出漁している両県の関係漁業協同組合の共有として、交互に免許するものとする。

なお、平成25年11月1日を免許予定日とする共同漁業権については茨城県知事が免許するものとする。

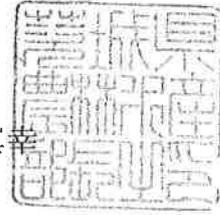
- 2 1の措置は当該海域周辺の海域における両県関係漁業者の漁場利用関係に変更を及ぼさないものとする。

- 3 この覚書の有効期間は10ケ年とする。

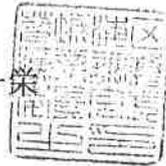
以上の申し合わせを確認するため本書5部を作成し、両県が各2部、水産庁が1部を保有する。

平成25年 3月 27日

茨城県農林水産部長 柴田 眞幸



茨城海区漁業調整委員会 会長 別井 一栄



千葉県農林水産部長 永妻 能成



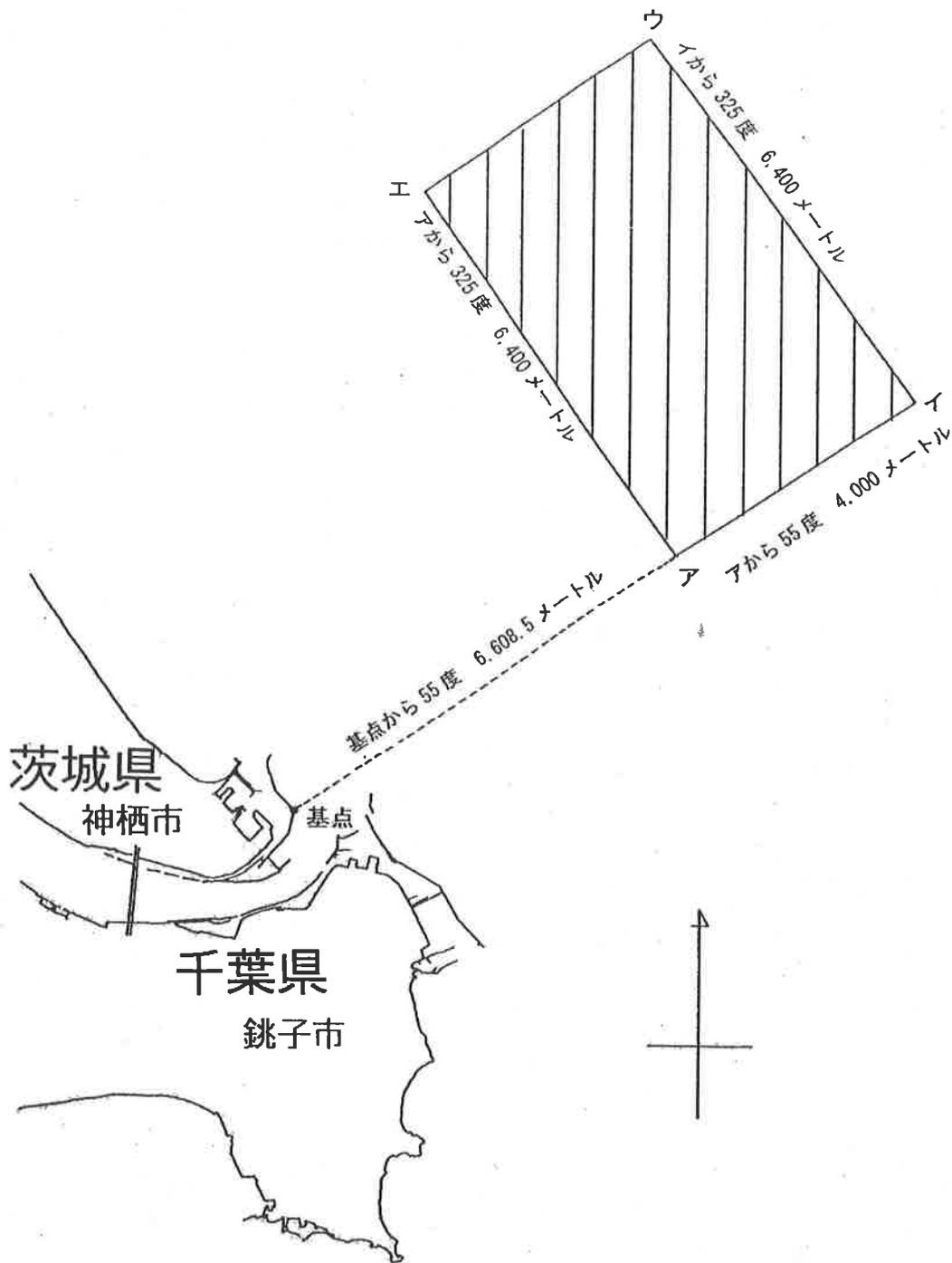
千葉海区漁業調整委員会 会長 赤塚 誠



立会人

水産庁資源管理部漁業調整課長 内海 和彦





- 基点 茨城県神栖市波崎漁港東防波堤Bに設置した標識
- ア 基点から55度 (真方位), 6,608.5メートルの点
- イ アから55度 (真方位), 4,000メートルの点
- ウ イから325度 (真方位), 6,400メートルの点
- エ アから325度 (真方位), 6,400メートルの点

ひき縄釣り採捕承認取扱要領に係る事務取扱規程（案）

茨城海区漁業調整委員会が行うひき縄釣りによる採捕承認の取扱いについては、ひき縄釣り採捕承認取扱要領（以下「要領」という）によるほか、この事務取扱規程に定めるところによる。

1 承認の申請者について

(1) 試験研究等の場合

委員会指示の2に定める承認の対象となる試験研究機関等は以下の者とする。

- ア 官公署
- イ 官公署に準ずる試験研究調査機関
- ウ 民間の試験研究調査機関
- エ 学校教育法等に基づく学校
- オ 委員会が特に必要と認めたもの

(2) イベントの場合

委員会指示の2に定める承認の対象となるイベント主催者は以下の者とする。

- ア 大洗インターナショナルフィッシングフェスティバル実行委員会
- イ 委員会が特に認めたもの

2 承認の対象となる内容について

(1) 試験研究等の場合

承認の対象となる試験研究又は教育実習のためひき縄釣りにより水産動物を採捕しようとする試験研究等の内容は以下のものとする。

- ア 試験研究に関するもの
  - (ア) 水産動物の資源、生態等の調査研究
  - (イ) ひき縄釣りの漁具漁法の試験研究
  - (ウ) 漁業の発展のため特に必要と認められる試験操業、調査又は試験
- イ 教育実習に関するもの
  - (ア) 学徒の漁業実習
  - (イ) 学徒が行う自然科学に関する実習
  - (ウ) 漁業文化の伝承又は普及を目的とした実演

(2) イベントの場合

承認の対象となるイベントの大会等の内容は、トローリングによるカジキ釣り大会の開催であり、開催することにより大洗町を中心とするひたちなか・大洗地域の魅力を国内外へ発信し、当該地域へのインバウンドを含む新たな顧客層の獲得につなげる内容のものであって、かつ、その内容が茨城海区漁業調整委員会の承認を得ていること。

### 3 承認の申請において添付すべき書類

承認を受けようとする者は、要領に掲げる書類に加えて、該当する以下の項に掲げる書類を併せて提出しなければならない。

- (1) 申請者が官公署に準ずる試験研究調査機関又は学校教育法に基づく学校の場合は、組織の概要を示す書類
- (2) 申請者が法人の場合は法人登記簿謄本（ただし、県内に住所を有する漁業協同組合及び（1）に該当する者はこの限りでない。）
- (3) 申請者が大洗インターナショナルフィッシングフェスティバル実行委員会の場合は、実行委員会規約、役員名簿

### 4 申請書の提出先

承認を受けようとする者が提出する、要領の様式第1号又は第2号の提出先は、茨城海区漁業調整委員会事務局（以下「事務局」という。茨城県水戸市笠原町978番6）とする。また、要領の様式第6号、第7号、第8号及び第9号に係る場合も同様とする。

### 5 申請の承認

申請書の提出を受けた事務局は、受理後委員会指示、要領及びこの事務取扱規程に基づき、申請の内容を確認し、茨城海区漁業調整委員会会長（以下「会長」という。）に報告する。

会長は、事務局の報告に基づき、承認の可否を専決により決定する。

### 6 承認内容の報告

会長は、追って茨城海区漁業調整委員会に専決した内容を報告する。

### 7 承認証の交付、書換交付、再交付、実績報告、返納

承認を受けた者に対する承認証の交付のほか、書換交付、再交付、実績報告、返納に係る処理は事務局が行う。

### 8 その他

委員会指示に関する、要領及びこの事務取扱規程に定めのない事項の取り扱いについては、その都度、事務局と会長が協議を行うものとする。

付則 この規定は、令和4年7月 日から施行し、令和4年7月1日から適用する。

## 令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会中央要望提案について

令和4年7月26日(火)

茨城海区漁業調整委員会事務局

## 1 全国海区漁業調整委員会連合会の概要

全国海区漁業調整委員会連合会(以下「全漁調連」という)は、昭和40年に発足し、全国40都道府県の72海区漁業調整委員会で構成され、漁業法の目的である「水産資源の持続的な利用」及び「水面の総合的な利用」を図り、水産業の再生・発展の一翼を担うため組織されている任意団体。

全漁調連は、東日本、日本海、西日本、九州の4ブロックに分かれ、本県は東日本ブロックに所属。ブロック会議では各ブロックの特性を踏まえて、次年度の中央要望事項等を審議(その後、4ブロックの意見を調整し、要望活動を実施)。

今年度は東京都で開催(構成道都県で持ち回り)。

## 〔ブロック構成〕

東日本＝12道府県(北海道、青森、岩手、宮城、福島、**茨城**、千葉、東京、神奈川、静岡、愛知、三重)

日本海＝12府県(青森、秋田、山形、新潟、富山、石川、福井、京都、兵庫、鳥取、島根、山口)

西日本＝11県(滋賀、大阪、和歌山、兵庫、岡山、広島、山口、香川、徳島、高知、愛媛)

九州＝8県(福岡、大分、佐賀、熊本、宮崎、長崎、鹿児島、沖縄)

## 2 主な事業

## (1) 通常総会

- ・事業計画等を決定するとともに、関係省庁等への要望事項を採択

## (2) 会長・副会長会議、理事会

- ・各ブロック会議で決議された要望内容の取扱い等について協議・意見交換
- ・総会に提出する協議事項、事業計画書案、総会の運営等について協議

## (3) 事務局長会議

- ・海区漁業調整委員会並びに全国海区漁業調整委員会連合会等の運営の円滑化を図るため、実務等諸問題について協議、検討

## (4) 事務局職員研修会

- ・海区漁業調整委員会事務局職員の資質向上に資するため、漁業をとりまく諸情勢や漁業調整問題等に関する研修会を開催

## (5) ブロック会議(各ブロックごとに開催)

- ・海区漁業調整委員会が直面する諸問題について、その対応策を協議、検討
- ・海区間の意見・情報交換を通じて、各ブロック内で抱える問題点等について、共通認識を形成し、海区間の連携体制を構築(要望活動結果報告、次年度に向けた要望事項)

## (6) 漁業調整活動対策等(中央要望活動)

- ・各海区より提案があった事項について、関係省庁(農林水産省・水産庁、外務省、国土交通省海事局、海上保安庁)及び関係国会議員(衆議院・参議院農林水産委員会委員長)へ要望

## (7) 委員・職員名簿、委員会指示集及び会報の発行

## (8) 漁業調整委員会委員・事務局職員の表彰

### 3 要望項目

- I 海区漁業調整委員会制度について
  - 1 海区漁業調整委員会制度の堅持
  - 2 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保
  - 3 新たな漁業関係法令の改正について
  - 4 海区漁業調整委員の資質向上について【新規】
  
- II 沿岸漁場の秩序維持について
  - 1 違法操業の取締強化等
  - 2 「密漁もの」の流通防止
  
- III 太平洋クロマグロの資源管理について
  - 1 クロマグロ資源の適正利用
  - 2 定置網等における管理手法の確立および支援措置
  - 3 遊漁者等の操業自粛措置
  
- IV 沿岸資源の適正な利用について
  - 1 沿岸漁業と沖合漁業の調整
  - 2 マサバ太平洋系群の適正利用
  - 3 カツオ資源の適正利用
  - 4 公海におけるサンマ、マサバ等の水産資源の適正利用
  - 5 沖合漁業の操業秩序の確立
  
- V 漁業法改正後の制度運用について
  - 1 改正漁業法施行後の事務の円滑化について
  - 2 新制度の円滑な運用について
  - 3 新たな資源管理措置等について
  
- VI 外国漁船問題等について
  - 1 排他的経済水域の境界の画定
  - 2 漁業協定等の見直し・暫定水域等の操業秩序確立と資源管理
  - 3 外国漁船の取締強化と漁業者の安全の確保
  - 4 被害の救済
  
- VII 海洋性レジャーとの調整等について
  - 1 遊漁と漁業の調整
  - 2 プレジャーボート等の運航に係る安全性の確保と漁業被害の防止
  - 3 ミニボートによる危険行為の防止

令和4年 月 日

委員会名 \_\_\_\_\_  
担当者名 \_\_\_\_\_  
連絡先 \_\_\_\_\_

### 1 令和5年度政府要望提案

要望
要望に至った経緯
要望内容

### 2 会議議題提案

議題
内容

※ 必要に応じて、行の挿入（複数ページ可）、あるいは別様に記載してください。

【提出締切】令和4年9月9日（金）

4 全漁調連第 9 号  
令和 4 年 6 月 2 7 日

各海区漁業調整委員会会長 殿

全国海区漁業調整委員会連合会  
会 長 鈴木 精



書面表決結果

令和 4 年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会（第 5 8 回）の議案につ  
きまして、書面による審議結果を下記のとおりご報告いたします

記

1. 表決内容

議 案	結 果
第 1 号議案 令和 3 年度事業報告書、収支決算書及び剰余金処分案の承認について	承認：71 不承認：0
第 2 号議案 令和 4 年度事業計画書案及び収支予算書案の承認について	承認：71 不承認：0
第 3 号議案 協議事項（中央要望活動）	承認：65 不承認：6
第 4 号議案 次期総会の開催地について	承認：71 不承認：0

【審議結果】

第 1 号議案から第 4 号議案について、過半数の承認をもって原案通り可決されました。  
第 3 号議案の不承認 6 票は、「沿岸まぐろはえ縄漁業を大臣管理漁業とすること」等が新規要望項目として反映されなかったことに対する御意見でした。全漁調連が要望すべき広域的な課題とすべきか、今後検討予定です。

2. 議案に関する意見

特に、意見はありませんでした。



# 令和4年度通常総会（第58回）議案

令和4年5月19日（木）

宮城県 仙台サンプラザホール

全国海区漁業調整委員会連合会

# 令和4年度通常総会次第

1 開 会

2 会 長 挨 拶

3 来 賓 祝 辞

4 議 長 選 出

5 議 事

第1号議案 令和3年度事業報告書、収支決算書及び剰余金処分案の承認について

第2号議案 令和4年度事業計画書案及び収支予算書案の承認について

第3号議案 協議事項（中央要望活動）

I 海区漁業調整委員会制度について

II 沿岸漁場の秩序維持について

III 太平洋クロマグロ資源管理について

IV 沿岸資源の適正な利用について

V 漁業法改正後の制度運用について

VI 外国漁船問題等について

VII 海洋性レジャーとの調整等について

第4号議案 次期総会の開催地について

6 表 彰

7 報 告

8 閉 会

## 第 2 号 議 案

令和 4 年度事業計画書案及び収支予算書案の承認について

# I 令和4年度事業計画書(案)

平成30年12月14日付けで新たな漁業法が公布され、令和2年12月1日施行された。

我が国水産業が再生・発展するには、「適切な資源管理の着実な実行」、「生産性持続可能性の高い漁業構造の構築」等の施策達成に向けた各種調整等を担う海区漁業調整委員会の役割が今後ますます重要となる。

全国40都道府県の72海区漁業調整委員会で構成される本連合会は、漁業法第一条に掲げる「水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的利用を図り、もって漁業生産力を発展させること」を目的として、水産業の発展に寄与するため令和4年度に次の事業を実施するものとする。

## 1 総会の開催（令和4年5月19日：宮城県仙台市）

通常総会を開催し、令和4年度事業計画等を決定するとともに、関係省庁等への要望事項を採択する。

### (1) 通常総会

第1号議案 令和3年度事業報告書、収支決算書及び剰余金処分案の承認について

第2号議案 令和4年度事業計画書案及び収支予算書案について

第3号議案 協議事項（令和4年度全漁調連要望書（案）について）

第4号議案 次期総会の開催地について

その他

### (2) 表彰

① 委員表彰

② 事務局職員ほう賞

## 2 理事会（役員会）の開催（令和4年5月19日、6月、令和5年3月）

当連合会の運営及び漁業調整問題、各ブロック会議における各種決議事項等について、審議、検討を行うとともに、総会決議に基づく要望事項について関係省庁等と協議又は要望を行う。

また、総会に付議する事項について審議、決定する。

## 3 ブロック会議（令和4年10～11月）

海区漁業調整委員会が直面する諸問題について、その対応策を協議、検討する。

また海区間の意見・情報交換を通じて、各ブロック内で抱える問題点等について、共通認識を形成し、海区間の連携体制を構築する。

令和4年度ブロック会議の開催予定

東日本ブロック … 神奈川

日本海ブロック … 石川

西日本ブロック …… 山口  
九州ブロック …… 長崎

4 事務局職員研修会（令和4年10月 三重）

海区漁業調整委員会事務局職員の資質向上に資するため、漁業をとりまく諸情勢や漁業調整問題等に関する研修会を開催する。

※ 水産庁が主催する「都道府県漁業調整担当者会議」と併催。

5 事務局長会議（令和4年6月 岡山）

海区漁業調整委員会並びに全国海区漁業調整委員会連合会等の運営の円滑化を図るため、実務等諸問題について協議、検討する。

6 漁業調整活動対策等

各海区より提案があった下記の事項について、関係省庁（農林水産省・水産庁、外務省、国土交通省海事局、海上保安庁）及び関係国会議員（衆議院・参議院農林水産委員会委員長）へ要望し、漁業調整を取り巻く諸問題の改善を図る。

- I 海区漁業調整委員会制度について
- II 沿岸漁場の秩序維持について
- III 太平洋クロマグロ資源管理について
- IV 沿岸資源の適正な利用について
- V 漁業法改正後の制度運用について
- VI 外国漁船問題等について
- VII 海洋性レジャーとの調整等について

また、漁業系統団体等から構成される「全国漁場環境保全対策協議会」の会員として、漁場環境保全のための活動に努める。

その他、当連合会の事業を効果的かつ円滑に推進するため、関係省庁・関係機関等との協議、調整を行う。

7 会報等の発行

各海区における実務等の参考とするため、下記の冊子等を発行する。

- (1) 「会報」を年1回以上発行し、会員への情報提供を行う。
- (2) 「海区漁業調整委員会指示集（令和3年度版）」を発行し、会員の実務の参考に資する。
- (3) 海区漁業調整委員会の組織現況の把握、会員間連絡等に供するため、「海区漁業調整委員会委員・事務局職員名簿」を発行する。
- (4) その他、必要に応じて漁業調整委員会事務局に関する資料を編纂、発行し、会員の実務の参考に資する。

## 第 3 号 議 案

協議事項（中央要望活動）

令和 4 年度 全国海区漁業調整委員会連合会要望書

- I 海区漁業調整委員会制度について
- II 沿岸漁場の秩序維持について
- III 太平洋クロマグロ資源管理について
- IV 沿岸資源の適正な利用について
- V 漁業法改正後の制度運用について
- VI 外国漁船問題等について
- VII 海洋性レジャーとの調整等について

## 新規要望項目

### I 海区漁業調整委員会制度について

#### 海区漁業調整委員の資質向上について

海区漁業調整委員会は、強力な権限・機能を有しており、漁業調整や資源管理をはじめとして広範な事案について公平公正な審議が求められる。そのためには、海区漁業調整委員のさらなる専門的、技術的知識が必要となることも想定されるため、委員の資質向上を図る研修機会を設けること。

### V 漁業法改正後の制度運用について

#### 成長対策の具体化

漁獲量の規制には、漁業機会の減少が伴う。新規参入者や若手漁業者の確保につながり、水産加工業や観光業を含めた地域全体の産業を守る成長対策を具体化すること。

### VII 海洋性レジャーとの調整等について

#### 遊漁者の資源利用の実態把握

国の責任において、プレジャーボート等を利用する遊漁者に対して、釣獲実績報告を義務化させるなど、資源利用の実態を把握し、適確に管理すること。

#### 遊漁者の資源管理の協力

漁業者に対する操業規制の公平性を担保する観点から遊漁者の組織化を進め、資源管理について協議、周知できる体制を整えること。国の責任において、プレジャーボート等を利用する遊漁者に対して、釣獲実績報告を義務化させるなど、資源利用の実態を把握し、適確に管理すること。

## 令和4年度 全漁調連要望書(案)

水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢のバランスのとれた漁業就業構造を確立することを目的として水産改革関連法（漁業法等の一部を改正する等の法律）が平成30年12月に成立し、70年ぶりに改正された漁業法が令和2年12月1日から施行されました。

漁業法では「水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的な利用を図り、もって漁業生産力を発展させること」が明記され、これまで漁業調整上重要な役割を果たしてきた海区漁業調整委員会は、資源管理や水域の有効活用を図っていくうえで、その役割はさらに重要性を増すものと期待されております。

一方、全国を挙げて新型コロナウイルス感染症の拡大防止に取り組む中で、我が国の漁業を取り巻く環境は、依然として、資源の減少や魚価の低迷、多発する外国漁船の違法操業による資源の収奪、様々な問題が山積しています。尖閣諸島や竹島など我が国の領土をめぐる情勢が懸念される中で、国内漁業者の操業権益の維持・確保に万全を期していくことも課題となっています。

また、「沿岸漁業と沖合漁業との競合」、「クロマグロをはじめとする広域回遊種の資源管理の調整」及び「プレジャーボート等の遊漁と漁業の摩擦」など、解決方法がなかなか見えない深刻な課題も依然として続いています。

さらに、東京電力福島第一原子力発電所事故の発生に伴い、国内外で生じている水産物の安全性に関する風評による需要の低迷は、全国各地の水産業に今なお影響を与えています。

沿岸漁業にとって、漁業資源を有効に利用しながら、将来にわたり漁業を営んでいくためには、これらの課題の解決が不可欠であります。

全国の海区漁業調整委員会を会員とする全国海区漁業調整委員会連合会は、令和4年5月19日の第58回通常総会により、漁業調整や資源管理を取り巻く問題を解決するため、全員一致で別紙のとおり要

望することを決議いたしました。

つきましては、これら要望の実現について格段のご配慮を賜りたく  
お願い申し上げます。

令和4年7月

全国海区漁業調整委員会連合会  
会 長 鈴木 精

## 全要望項目

### I 海区漁業調整委員会制度について

海区漁業調整委員会は、漁業の民主化を図る一翼として、漁業者・漁業従事者委員を主体として、漁業権の免許、沿岸漁業の調整や資源管理に至るまで、幅広く歴史的にその役割を担うとともに、その十分な運用により、漁業制度の円滑な運営を確保してまいりました。

令和2年12月の漁業法施行により、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的な利用を図り、もって漁業生産力を発展させる目的達成のために、海区漁業調整委員会に求められる役割はさらに重要性を増すところとなっています。今後も国、都道府県、漁協等と連携し、漁業調整機構の運用により、海区漁業調整委員会に求められる役割を、十分に果たしていかなければなりません。

また、海区漁業調整委員会が高度化・多様化する諸問題に今後も引き続いて対処していくためには、安定した財政基盤の裏づけが必須必要不可欠です。

つきましては、海区漁業調整委員会制度に関する事項について、次のとおり要望いたします。

#### 1 海区漁業調整委員会制度の堅持

海区漁業調整委員会制度を堅持するとともに、委員会は漁業者及び漁業従事者が主体となって漁業調整等を行う組織である位置づけを堅持すること。

#### 2 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保

海区漁業調整委員会が、今後とも漁業調整機構としての役割発揮と新たな役割に対応するため、安定した財政基盤が確保されるよう措置すること。

#### 3 新たな漁業関係法令の改正について

令和2年12月に改正漁業法が施行され、新たな制度が開始し、令和3年4月からは新たな体制で海区漁業調整委員会が運営されているこ

とから、その適切な運営が確保されるよう、国は海区漁業調整委員会や地方自治体、漁業関係者に対し、必要な情報の提供を行うとともに適切な指導・助言を行うこと。

#### 4 海区漁業調整委員の資質向上について【新規】（再掲）

海区漁業調整委員会は、強力な権限・機能を有しており、漁業調整や資源管理をはじめとして広範な事案について公平公正な審議が求められる。そのためには、海区漁業調整委員のさらなる専門的、技術的知識が必要となることも想定されるため、委員の資質向上を図る研修機会を設けること。

## II 沿岸漁場の秩序維持について

近年、悪質かつ巧妙で組織化した漁業関係法令違反（密漁）が後を絶たず、その対策が強く求められています。

密漁は、水産資源に悪影響を及ぼし、健全な漁業経営を阻害するばかりでなく、漁業者が真摯に取り組む種苗放流や資源管理に対する意欲をも減退させ、水産基本法の基本理念の一つである「持続的な利用を確保するための水産資源の適切な保存、管理及び増殖等の推進」の根幹を揺るがすばかりでなく、近年、暴力団関係者が絡むような悪質な違反事例がみられるなど社会的にも大きな問題となっています。

改正された漁業法では、罰則が大幅に強化されましたが、依然として密漁は巧妙化しており検挙が難しくなっていることから、一層の取締りの強化や罰則の厳格な適用などの対応が必要とされています。

一方で、取締りの強化にもかかわらず密漁が後を絶たない原因として、「密漁もの」の水産物に潜在的な需要が存在し、買う側の手により「正規の漁獲物」に紛れ一般の市場で流通していることが考えられます。今後、生産者と流通団体がさらなる連携を図り、市場等から密漁品を積極的に排除するようなより高い意識を持つことが必要です。

つきましては、水産資源に悪影響を及ぼしている密漁を防止すること及び沿岸漁場の漁業秩序を維持するため、次の措置を講じられるよう要望いたします。

### 1 違法操業の取締強化等

組織化及び広域化する潜水器密漁やシラスウナギの密漁等に対処するため、定期的な連絡会議の開催や都道府県との情報交換などにより、海上保安庁及び水産庁を核とした取締り体制の一層の強化を図り、警察庁については今後も協力・連携体制を充実していただき、実効性のある組織横断的な取締りを実施すること。

## 2 「密漁もの」の流通防止

- ① 市場関係者や小売店などの流通業界に対し、いわゆる「密漁もの」の水産物を市場等から主体的に排除するようなより高い意識を持つよう引き続き積極的な指導・啓発活動を行うこと。
- ② 水産流通適正化法の施行に向けて、漁業者及び流通関係者へ制度をわかりやすく周知するとともに、電子システムの導入・改修により事業内容を見直すなど、現場の負担をより一層軽減するための措置を講じること。
- ③ シラスウナギについては県域を越えて広く流通されるため、国主導による流通の透明化を推進すること。

## III 太平洋クロマグロの資源管理について

太平洋クロマグロについては、国際会議の取り決めに基づいて国の主導で平成27年から数量管理が導入され、平成30年からはTAC法に基づく漁獲可能量管理が開始されています。

漁業者は、クロマグロの資源管理の重要性を理解して漁獲管理を実践しているものの、沿岸域への来遊量が増加する中、突発的な漁獲が生じたり、これまで来遊が稀であった海域で漁獲されるなど、さまざまな課題等が発生し、混乱が生じています。クロマグロの年間漁獲量及び金額が、全体の数パーセントとごく僅かしかかない定置網や延縄漁業等において漁獲抑制のため、網起しの回数を減らすなどの休漁や放流作業等の実施、場合によっては操業を中止せざるを得ない状況となっており、漁業者の経営の悪化、産地魚市場への水揚げ減少、これに伴う地域水産加工業者への原魚供給の減少など、関連産業を含む地域経済への影響も懸念されています。

つきましては、影響を受ける漁業者が将来にわたりクロマグロ資源を持続的に利用し、漁業経営の維持・安定が図られるよう、次の事項につ

いて要望いたします。

## 1 クロマグロ資源の適正利用

### ① 資源管理評価結果に基づく漁獲枠の増枠の実現等

北太平洋マグロ類国際科学小委員会（ISC）によると、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）での決定事項である暫定回復目標（親魚資源量を2024年までに歴史的中間値である約4万3千トンへ回復）を達成する確率を98%と将来予測したことなどを踏まえ、WCPFCにおいて、今後とも、漁獲枠の増枠を強力に働きかけるとともに、増枠となった場合には、魚種の選択性が低く、零細な漁業者が多い沿岸漁業に配慮した配分とすること。その際には近年の来遊状況の変化にも配慮した配分とすること。

また、令和3年4月の一斉切替後に国が預かっている承認隻数枠を活用できるよう措置すること。

### ② 漁獲枠配分の公平な見直しと留保枠の有効活用等

漁獲枠配分については、沿岸への来遊量が増えている状況や長期的な漁獲実績を考慮するとともに、今以上に大臣許可漁業と沿岸漁業の操業特性や漁獲管理の難易度等に配慮し、漁業種類や地域間で不公平が生じることがないように見直すこと。加えて、国の留保枠が最大限活用できる仕組みの確立や県の漁獲枠を裁量で管理できるよう次期切替時に合わせて検討すること。

また、親魚確保の観点から、大中型まき網漁業によるクロマグロ産卵期や産卵場における操業を制限するなどの資源管理対策を強化するとともに、各種漁業における小型魚保護対策を検討すること。

なお、資源管理の推進にあたっては、定置漁業など魚種を選択した採捕が困難であり、クロマグロ以外の魚種も含む水揚げの減少も懸念されるなど沿岸漁業者が将来の漁業経営に不安を抱かないよう十分な説明と瀬戸内海等での来遊調査を行うこと。

## 2 定置網等における管理手法の確立および支援措置

### ① 漁業種類ごとの特性に配慮した具体的な管理手法の提示等

定置網における漁獲制限の具体的調整案をはじめ漁業種類ごとの特

性に配慮した具体的な管理手法を示すこと。また、定置網におけるやむを得ない混獲による積み上がりに対応するため、県への配分とは別に全国枠の確保やより機動的な枠の融通などの仕組みを確立すること。

#### ② 漁獲回避支援措置等の予算確保と減収補填支援制度の創設

定置網漁業等における小型魚の入網回避や混獲小型魚の効果的な放流のための手法及び改良漁具の開発など実用的な技術を早急に確立し、それらの導入に係る支援を検討すること。

また、漁業者が安心して資源管理に取り組めるよう、クロマグロ混獲回避や放流活動（へい死した場合、海上投棄とみなされないよう海上保安部との情報共有を含む）、休漁に対する支援への十分な予算の確保と、資源管理の取組による減収に対応した直接補填などの支援制度を講じること。

このほか、再放流等のための経営コスト増大については、「クロマグロ混獲回避活動支援事業」等が措置されているが、同事業の助成金については、漁業者の資金繰りに支障を来さないよう、迅速な支払いを行うこと。

#### ③ 漁業収入安定対策の要件緩和措置の継続等

数量管理に基づく規制による減収補填のため、前回の補償契約水準を下回らないようにする（下げ止め）措置等を引き続き実施するとともに、漁船漁業の対象を19トンまで広げる等要件の緩和を図ることで、漁業収入安定対策（強度資源管理タイプ）の機能強化を推進するとともに、国の掛金補助率の格差縮小を行うこと。今後とも漁業者が資源管理に安心して取り組めるよう法制化を早期に実現し、必要な予算を確保すること。

漁業者に対しては、「漁業収入安定対策事業」により漁獲金額の減少分を補填する制度が整備されているが、産地魚市場や水産加工業者等については、水揚げ減少による経営悪化に対する支援制度が整備されていないため、地域経済への影響を考慮した対策を講じること。

#### ④ 漁獲状況を把握するシステム構築

漁獲報告について現場での事務負担の軽減を図るため、漁獲状況がリアルタイムで把握できるシステムを早急に構築すること。

### 3 遊漁者等の操業自粛措置

広域漁業調整委員会指示に基づく遊漁者及び遊漁船業者への採捕規制の実行性を高めるため、国際的なくろまぐろの資源管理の経緯や国内漁業者の取組み状況について、遊漁者の理解が深まるよう丁寧な説明を行い周知を徹底すること。

また、遊漁者による大型魚採捕の再開にあたっては、具体的な管理の枠組み整備を国の責任で早急に進めるとともに、速やかに正確な採捕数量が把握できるよう遊漁者の報告体制を確立すること。

#### IV 沿岸資源の適正な利用について

水産基本法の基本理念に掲げられた水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展のためには、資源の適切な管理と利用を行うことが不可欠であり、沿岸漁業者は栽培漁業や資源管理型漁業の推進に一丸となって取り組んでいます。

一方で、広域に回遊するブリ、クロマグロ、マサバ、スルメイカ等、沿岸漁業にとって重要な資源の多くが大中型まき網漁業等の沖合（大臣許可）漁業の漁獲対象でもあることから、両者間の漁場や資源の利用の競争をめぐる争いが恒常化しています。解決のための協議が持たれていますが、大量漁獲や違反操業の疑いなど沿岸漁業者の懸念が十分に払拭されない状況が続いています。さらに、北太平洋の公海でのサンマやマサバについては、令和3年2月に北太平洋漁業委員会（NPFCC）で、令和3年と令和4年の資源管理措置は、現行の漁獲枠を40%削減することで合意されたものの、この漁獲枠であっても近年の漁獲実績を上回る数量であり、引き続き外国漁船によって大量に漁獲され、我が国漁業への悪影響が懸念されます。

クロマグロ漁業では、平成30年からTAC法に基づく漁獲可能量管理が開始されていますが、クロマグロの漁獲制限により、大中型まき網漁業等の漁獲対象が、マダイやブリなど他の魚種に移ることになれば、沿岸の漁業資源に今以上の影響が生じるのではないかという不安も募っています。

つきましては、漁業者が永年にわたり守り育ててきた資源が、今後も持続的かつ公平に利用できるよう、次の事項について要望いたします。

##### 1 沿岸漁業と沖合漁業の調整

① 沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄のため、コロナ禍においても感染症対策を十分に講じたうえで、引き続き話し合いの場を主催し、円滑な合意形成に向けた積極的な調整を行うこと。

② 沖合漁業に対し、競合している沿岸漁業者が自主的に行っている資源管理措置への参画及び遵守を指導するとともに、沿岸漁業者にとって重要度が高い天然礁や人工礁の周辺海域における操業禁止(自粛)区域の拡大や禁漁期間の拡大など、沿岸漁業者の意向を踏まえた大臣許可の見直しを進め、調整が整ったものについては随時操業の条件として内容を盛り込むこと。

③ カツオやスルメイカでは、大中型まき網漁業等の沖合漁業と沿岸漁業との間で漁場競合等が生じているため、沿岸漁業の操業を維持できるよう資源利用並びに操業調整の取組を進めること。また、沖合漁業によるスルメイカ漁獲管理については漁獲の集中により沿岸漁業の資源利用に悪影響を与えないように、TAC管理等の資源管理を強化すること。

④ レジームシフトや地球温暖化など海洋環境の変化・変動に対応した研究を推進し、効率的な資源管理と適切な操業調整を行い、漁獲効率の大きい沖合漁業については漁獲対象魚種の拡大を抑制するとともに、ブリ、マダイなどの重要魚種については未成魚や産卵親魚の大量漁獲を規制するなど、水産資源の適正な管理と持続的利用を図るため必要な措置を講ずること。

⑤ いわゆる「もうかる漁業」など漁船トン数の増加や操業方法の変更を伴う新たな取組の導入にあたっては、資源や漁場について沿岸漁業との競合が想定される。また、今後「IQの導入などの条件の整った漁業種類はトン数制限を撤廃する」方針が示されており、沿岸漁業と競合する漁場については漁場制限などの規制を行うなど、適正な資源及び漁場利用が図られるように沿岸漁業者と十分な調整を行うこと。

## 2 マサバ太平洋系群の適正利用

① 安定的な再生産に必要な産卵親魚量の確保に向けた適正な数値目

標を設定するとともに、関係漁業者による休漁などの資源管理計画が確実に履行されるよう、引き続き指導すること。また、漁獲強度が強くマサバを多獲する大中型まき網漁業に対して、引き続き未成魚を中心とした資源管理の取り組みを一層、強力に指導するとともに、我が国の排他的経済水域内におけるロシア漁船の漁獲枠を資源に影響が及ばないよう設定すること。

② 目標管理基準値は、レジームシフトや地球温暖化などの海洋環境の変化・変動も加えることにより、より科学的根拠に基づく基準値を設定し、資源管理を行うこと。また、漁獲管理については、漁獲量だけでなく、漁獲サイズにも焦点を当てること。

③ 漁獲管理には漁業者等の関係者の理解が不可欠であることから、管理手法を分かりやすく丁寧に説明すること。また、漁獲量抑制にあたっては、その減収分全額の補償を行なうこと。

### 3 カツオ資源の適正利用

近年の来遊量の減少について、大きな原因と想定される赤道海域における大型まき網漁業による大量漁獲との因果関係を究明するとともに、漁獲努力量の大幅削減など、資源の保存管理措置について国際的な働きかけを進め、実効性の高い資源管理を推進する体制の構築と取り組みによりカツオ資源量の増大を図り日本沿岸への来遊量を増加させること。

また、漁場競合が生じている大中型まき網漁業やカツオ一本釣り漁業等の大臣許可漁業と沿岸曳縄漁業との資源利用並びに操業調整の対策や取組を推進すること。

### 4 公海におけるサンマ、マサバ等の水産資源の適正利用

外国漁船による公海でのサンマやマサバの大量漁獲が、我が国周辺海域への資源来遊に及ぼす影響と海洋環境の変化を科学的に評価し、資源評価の精度の向上を図るとともに、漁獲上限や国別漁獲枠の設定など、実効ある国際的な資源管理措置に基づく秩序ある操業が早期に実行されるよう、我が国の主導により強力に推進し、日本沿岸への来遊量を増加させること。

## 5 沖合漁業の操業秩序の確立

① 大中型まき網漁船に対する実効性の高い指導及び取締の強化のため、本船だけでなく灯船等（付属船）へのVMS設置を義務づけるとともに、設置情報を公表し、航海中にその作動が停止した場合は、水産庁による指導取締りを強化し、関係沿岸都道府県の関係機関にその結果を公表すること。

なお、VMS航跡情報の運用・活用については、当初の設置目的にとられることなく、水産資源の適切な管理、漁業秩序の確立等のため、許可条件とするなど改善を図ること。

② VMSを有効に活用した違反操業の抑止に努めるとともに、禁止区域での水中集魚灯の使用などVMSだけでは対応できない違反についても漁業取締船などによる監視、取締を強化し、違反者に対する行政処分は、迅速厳正に行うこと。

## V 漁業法改正後の制度運用について

70年ぶりに改正された漁業法が令和2年12月1日から施行されました。改正漁業法のもとでは、TAC魚種の拡大やIQが導入されますが、これらの管理手法については、科学的根拠に基づく精度の高い資源評価が必要となります。また対象魚種の中には、すでに漁業者が厳しい自主管理に取り組んでいる魚種も含まれ、漁業者はこうした漁業現場の実情が配慮されず、十分な説明もないまま漁獲量管理が導入されることによる減収への不安を抱えています。

また、漁業権については、法定の免許の優先順位が廃止されたことで、次回の漁業権切替では事務上の混乱が生じる懸念があります。

つきましては、漁業法改正後の制度運用について、次のとおり要望いたします。

### 1 改正漁業法施行後の事務の円滑化について

I-4から移重

改正漁業法の施行後、沿岸各地において漁業者や漁協等に事務上の混乱が生じていることから、国は、課題解決のための適切な指導・助言を迅速に行うこと。

また、そのためのシステムの構築と運営について、現場の負担を軽減

するための技術的・予算的支援を十分に行うこと。特に、許可漁業に係る「資源管理の状況等の報告」の円滑な報告体制の構築については、整備が十分に進んでいないため、令和4年度以降も漁獲情報デジタル化推進事業を継続するための必要な予算を確保し、漁獲情報のデジタル化の推進を支援すること。

## 2 新制度の円滑な運用について

I-5から移動

① 新たな制度の円滑な運用にあたっては、改正により生じた地域の課題に柔軟に対応できるよう、国は適切に指導・助言を行うこと。

② 改正法の下で行う次の漁業権切替は、法定の免許の優先順位が廃止されて初めての切替となることから、この手続きが円滑に行われるよう、国は都道府県に対して早めに技術的助言を行うなど適切に指導・助言を行うこと。

## 3 新たな資源管理措置等について

IV-7から移動

① 新たな資源管理の検討にあたっては、TACのみを前提とすることなく、漁業者が実施している資源管理の妥当性や効果を的確に評価した上で、当該管理手法が十分効果を発揮している魚種については現状の自主的な資源管理で対応するよう配慮すること。また、対象魚種ごとに生態解明や資源量・再生産の分析・評価を行い、資源量推定のための十分な情報と精度が得られていない魚種については、MSYベースでの漁獲量管理を行わないこと。

② IQ導入によるトン数制限の撤廃など新たな資源管理措置により、漁業者に大きな影響を与えることが懸念されることから、漁業者や関係団体に情報提供や説明を丁寧に行い、漁業の実態を踏まえた実行可能性を考慮し、漁業者等の理解と合意のもとに進めるなど、慎重な対応をすること。

③ 漁獲可能量の配分は地域の漁業の特性を考慮するとともに、都道府県等の間で漁獲枠の融通を積極的に行うなど、漁獲枠の上限を超える漁獲による採捕停止に追い込まれない仕組みを構築すること。特に選択的に漁獲ができない定置漁業や地先への来遊に依存する沿岸の零細漁業などの経営に十分配慮すること。そのうえで、やむを得ず減収等が生じ

た場合は、経営を維持するための十分な対策を講じること。

④ 漁獲量の規制には、漁業機会の減少が伴う。新規参入者や若手漁業者の確保につながり、水産加工業や観光業を含めた地域全体の産業を守る成長対策を具体化すること。【新規】（再掲）

## VI 外国漁船問題等について

近隣諸国との間には、政府間や民間で様々な協定の締結や交渉等が行われ、漁業秩序の確立のための努力が続いていますが、尖閣諸島に対する中国の不当な干渉や韓国による竹島の不法占拠等により当該海域での我が国の漁業者の操業が不能となり、共同で利用されるべき暫定水域等を韓国や中国の漁船に一方的に占拠される等の状況が続いています。

また、平成 25 年に調印された日台漁業取決めでは、我が国の排他的経済水域内で台湾漁船の操業を認めるなど関係漁業者の大きな負担となった他、平成 28 年 1 月にはロシア連邦議会においてロシア水域におけるさけ・ます流し網漁業の操業を禁止する法律が成立したことから、日本漁船が同水域でさけ・ます流し網漁業の操業ができなくなるなど、地域経済に大きなダメージを与えるような新たな問題も次々に発生しています。

さらに、我が国の排他的経済水域内における韓国、中国、台湾漁船による違法な操業が常態化しており、中国のサンゴ密漁船や韓国漁船が漁場に放置したサンゴ網やカニかご等の投棄漁具が漁場の荒廃や資源の減少を招くなど極めて大きな問題となっています。これに加え、平成 29 年 6 月以降大和堆において数百隻規模の北朝鮮籍とみられるいかさし網漁船による違法操業が継続しており、我が国いか釣り漁船が集魚したイカを漁獲するなど操業妨害、安全操業を脅かす新たな事態も生じています。

外国漁船は、資源管理の必要を理解せず、貴重な漁業資源を毀損するとともに、漁具の切断や廃漁具の投棄などの粗暴な行為を繰り返し、我が国の漁業の持続的発展に対する深刻な脅威となっているだけでなく、平成 26 年 8 月の尖閣諸島近海で悪質な当て逃げ事故、令和元年 10 月には日本海大和堆周辺の我が国排他的水域内での衝突事故まで発生させ、漁業者の安全をも脅かす危険な存在となっています。

また、平成 30 年 6 月の米朝首脳会談を機に落ち着いていた北朝鮮に

よる弾道ミサイル発射は、令和元年5月以降繰り返し行なわれ、日本海で操業する全ての漁業者とその家族は、安全操業に対する不安を抱くとともに強い憤りを感じています。

つきましては、我が国の漁業者が安心して漁業を続けていくために、次の事項について要望いたします。

## 1 排他的経済水域の境界の画定

竹島の領土権の確立など、近隣諸国との間の諸問題を早急に解決するとともに、排他的経済水域にかかる中間ラインの境界画定に向けた交渉を鋭意継続すること。その実現までの間、実効ある資源管理措置の早急な確立を図ること。

## 2 漁業協定等の見直し・暫定水域等の操業秩序確立と資源管理

① 日台漁業取決め適用水域内から、「東経125度30分より東の水域」及び「八重山北方三角水域」を除外するとともに、当該水域及び取り決め適用水域を除く地理的中間線から東の水域においては、台湾漁船の操業を一切認めないこと。また、先島諸島の南側の水域については、今後一切、協議の対象としないこと。

② 日台漁業取決め適用水域内において、日本漁船が安全に操業できる水域の拡大に努めることや操業隻数制限等、資源管理措置に関する協議を進めることに加え、台湾漁船のP I保険への加入義務化を促すこと。

③ 我が国漁船と漁場競合する韓国のはえ縄漁船について、更なる許可隻数の削減や我が国のEEZ内における操業禁止を含めた操業規制の強化を行うこと。

日韓暫定水域内においては、韓国漁船による漁具被害に対して韓国政府に対し操業秩序や操業ルールを厳守させるよう要請するとともに、効果の高い資源回復・管理対策を講じること。また、海底清掃に係る民間合意への積極的な関与と、海底清掃の実施後も、回収しきれない放置漁具が漁場に残っていることから、十分回収できるよう事業を拡充すること。

④ 中国については、日中暫定水域における資源管理強化や排他的経済水域内における操業条件について、我が国の漁船が安心して操業できるよう関係漁業者の意向を尊重した協定の見直しを進めること。

さんご網漁業に対する取締りを可能にする体制の構築、中国国内法においても禁止されているさんご網漁業の再発防止、放置されたさんご網除去による漁場回復対策の充実、強化をすること。

また、北緯27度以南の海域について日中漁業共同委員会の協議の対象となるよう、日中漁業協定を見直すとともに、中国虎網漁船の侵入を抑止する対策を講ずること。

⑤ 地先沖合漁業を始めとする対口漁業の操業機会の確保のため、操業条件の緩和と国による支援並びに積極的な外交交渉を行うこと。

⑥ 我が国排他的経済水域内に入域し操業するロシア大型冷凍トロール船に対しては、沿岸漁業者の漁具被害を回避するための連絡体制を構築すること。また、漁具被害が発生していることからロシア船による漁具被害発生時において、被害漁具復旧費の全額補償や加害船特定の有無に関わらず補助対象とするなど、活用しやすい補償の仕組みを早急に構築すること。

また、漁獲対象であるイトヒキダラやイワシ・サバの資源評価を実施し、資源に影響のない範囲で漁獲割当量を設定すること。

### 3 外国漁船の取締強化と漁業者の安全の確保

① サンゴ密漁船や大和堆などで繰り返される外国漁船の違法操業を未然に防ぐためにも、海上保安庁の巡視船艇や水産庁漁業取締船の増隻ならびに人員増等により、我が国の領海及び排他的経済水域における外国漁船の監視・取締体制の一層の拡充強化を図ること。

② 中国公船によるわが国漁船への追尾・威嚇行為など再発防止の徹底を図ること。また、外国公船及び外国漁船団の位置や動向を監視し情報収集に努めるとともに、周辺で操業する漁船や関係機関に水産庁漁業取締船及び海上保安庁巡視船から直接漁船や関係機関に即時に情報提供できる体制をより一層強化し、漁業者が危険を事前に回避し安全・安心に操業できるよう対策の強化を図ること。

③ 外国漁船等の我が国海域への避泊にあたっては、台風の接近などの船舶に窮迫した危険があった場合など、やむを得ない場合のみ認めることとし、入域者に対する基本ルール遵守の徹底指導及び監視強化並びに被害防止措置の実施等により、地元漁業や環境に対する影響を最小限に留めること。

④ 北朝鮮のミサイル発射については、あらゆる手段を講じて阻止すること。また、警戒監視、情報収集を続け、発射の兆候・発射情報を沿岸自治体等の関係機関に速やかに提供し、漁業者の安全確保と的確な情報提供に万全を期すこと。

#### 4. 被害の救済

韓国漁船が日本海に放置したかご漁具や底刺し網、また沖縄、小笠原周辺の海底に点在するさんご網等、外国漁船による違法な操業や投棄漁具等による被害の救済のため、漁場機能維持管理事業等による対策を充実、強化すること。

### VII 海洋性レジャーとの調整等について

海面は、漁業と同時に遊漁や遊泳、ダイビングなど様々なレジャーでも利用されていますが、特にプレジャーボート等の船舶を使用した遊漁は、漁場への集中による操業の支障、漁具や養殖資材の破損、さらには資源管理に対する悪影響が懸念されるなど、漁業との間に様々な摩擦があることから、その解消に向け、両者による協議やマナーの啓発などの努力が続けられています。

また、遊漁に限らず、機動性の高いプレジャーボート等については、急回転等の危険走行、港内での遊走、漁船や養殖施設への接近等、マナーの悪い利用者が増えています。特に、未熟な利用者による無謀な操船で海難事故も頻発しているところです。

中でも、規制緩和により免許・登録が免除されたいわゆる「ミニボート」は、海上交通の基本的ルールすら知らない利用者が、耐航性や他船からの視認性が低いという特性を認識しないまま沖合への出航や夜間航行、船舶の輻輳する港の周辺での遊漁などを行っており、漁業の操業や漁船の航行に多大な支障が生じています。国においても民間団体と連携しつつ、利用者への啓発や安全講習会の実施などの安全対策を実施していますが、ミニボートによる海難事故は、近年、増加しており、今後、海洋性レジャー人口の増加や気候変動に伴う天候急変による海難事故の増加を防止し、人命の安全を守るためにも、規制強化も含めた法改正を視野に入れた効果的な対策を講じる必要があります。

また、プレジャーボート、ミニボートともに海難事故が発生すると、

その救助活動の多くを漁業者が負担している一方で、事故を起こした利用者が十分な保険にも加入していないことが多く、漁具、漁船等の物損被害の補償など事故後の処理においてトラブルがさらに拡大することも珍しくありません。

つきましては、漁業と海洋性レジャーとの適切な調整を図るため、次の事項について要望いたします。

## 1 遊漁と漁業の調整

### ① 遊漁マナーや漁業の基本的考え方に係る積極的な広報等の実施

地域における円滑な漁場の利用調整を支援し、密漁や操業トラブルの未然防止を図るため、遊漁マナーや漁業制度の基本的な考え方が当事者だけでなく社会的コンセンサスとして国民に広く認知されるよう、漁業関係団体に加え、日釣振や全釣協、日本スポーツフィッシング協会などの全国レベルの遊漁団体と協力してイベントの実施やマスメディア等の媒体も活用した積極的な広報等の施策を講じること。

### ② スピアフィッシングに対する指導強化

スピアフィッシング利用者に対し、衝突事故防止のための目印となる標識等の設置を義務づけ、安全教育や業界への指導・普及啓発を強化すること。

### ③ 遊漁者の資源利用の実態把握【新規】（再掲）

国の責任において、プレジャーボート等を利用する遊漁者に対して、釣獲実績報告を義務化させるなど、資源利用の実態を把握し、適確に管理すること。

### ④ 遊漁者の資源管理の協力【新規】（再掲）

漁業者に対する操業規制との公平性を担保する観点から遊漁者の組織化を進め、資源管理について協議、周知できる体制を整えること。

## 2 プレジャーボート等の運航に係る安全性の確保と漁業被害の防止

① プレジャーボート利用者に対し、漁業被害を想定した賠償責任保険への加入を義務化すること。また、法制化にあたっては、漁業被害を想定し、対人のみならず、休漁、漁具等の物損被害の補償を充実させること。

さらに、義務化できるまでの間、任意保険加入率向上に係る施策を強化すること。

② プレジャーボートを利用する遊漁者の把握や組織化等、新たな対策の検討

法令や規則、マナーの周知徹底を図るため、プレジャーボート等を利用する遊漁者の把握や組織化を推進し、漁業の妨げにならない実効性のある対策を実施すること。

3 ミニボートによる危険行為の防止

① 安全航行のための制度改正と反射板等装置の必置

海面における夜間航行の禁止、航行区域（距離）の制限、年齢制限、安全装置の義務化などの制度改正に取り組むとともに安全航行や漁船との衝突事故防止のため目印となる旗やレーダー反射板を掲げることやポールを立てる装置等の設置を義務化すること。

② 海難事故や円滑な救難活動のための実効性ある対策の実施

ミニボートの海難事故は一向に減少しておらず、事故防止や漁業操業妨害行為防止のために規制強化も含めた効果的な対策が必要であることや、海難事故に伴うボートの漂流などがあった場合、利用者が不明のため、救難活動等に支障を及ぼす恐れもあることから、海難事故防止だけでなく、円滑な救難活動のためにも、安全啓発活動だけではなく、登録制度や組織化、検査制度など実効性のある対策を実施すること。

③ 安全講習の義務化と所有者リストの整備

商品を販売する際に、「ミニボートの操縦や安全性についての講習受講」を義務化するよう、ボート製造・販売業界を強く指導するとともに、円滑な救難活動を行うために購入者の氏名や連絡先の情報を把握できる実効性のある方策を、早急に検討すること。

④ ミニボートの保険加入義務化

日本漁船保険組合が運営しているプレジャーボート責任保険に船底がFRP成型されていないエンジン付きゴムボートも加入対象とし、ミニボートの過失による漁業損失や遭難救助費用を補償する制度を創設するとともに、保険加入率の向上、義務化について検討すること。

資料No. 9 - 1

太平洋広域漁業調整委員会会長公示第三号

太平洋広域漁業調整委員会指示第四十一号3(3)の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろ(大型魚)の採捕を禁止する期間について、次のとおり公示する。

令和四年七月十四日

太平洋広域漁業調整委員会 会長職務代理者 高濱芳明

令和四年七月十六日から令和四年八月三十一日まで

令和4年7月26日  
政策企画部地域振興課

## くろまぐろ（大型魚）の採捕禁止に対する大会ルールについて

遊漁によるくろまぐろ（大型魚）の採捕については、太平洋広域漁業調整委員会指示により、令和4年6月1日から、1人1日あたりの保持尾数の制限（1尾まで）となっているところ。

一方で、くろまぐろの遊漁者による資源管理の取組に支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、遊漁者による大型魚の採捕を禁止することとしている。

カジキ釣り大会については、くろまぐろは対象としていない（カジキ以外は全てリリース）が、その資源管理に配慮するため、大型魚が採捕禁止となった場合の大会ルールを下記のとおり定めたもの。

令和4年7月16日から令和4年8月31日まで大型魚が採捕禁止となったため、7月16日開催のBIG-1カーニバルからルールの適用を開始したところ。

### 〇くろまぐろ（大型魚）が採捕禁止となった場合の大会ルール

BIG-1カーニバルは大会期間が長期にわたるため、採捕禁止期間においては、カジキ釣りに出航できる日数を、大会の承認日数の半分以下とする。

### 〈参考〉カジキ釣り大会のルール（抜粋）

対象魚種：カジキ類のみ

厳守事項：トローリングで採捕可能な魚種はカジキ類に限られます。他の魚はすべてリリースしてください。

## 大会ルールの適用について

7月16日から8月31日までくろまぐろ（大型魚）が採捕禁止となったため、  
7月16日開催のBIG-1カーニバルからルールの適用を開始

→ 期間中の大会承認日数は16日のため、各艇の出航できる日数は8日まで

7月 ※○印が承認日

日	月	火	水	木	金	土
					1	2 ○
3 ○	4	5	6	7	8	9 ○
10 ○	11	12	13	14	15	16 ○
17 ○	18 ○	19	20	21	22	23 ○
24 ○	25	26	27	28	29	30 ○
31 ○						

8月 ※○印が承認日

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6 ○
7 ○	8	9	10	11 ○	12	13 ○
14 ○	15	16	17	18	19	20 ○
21 ○	22	23	24	25	26	27 ○
28 ○	29	30	31			

大洗インターナショナルフィッシングフェスティバルにおける堤防釣り大会について

令和4年7月26日  
茨城県農林水産部漁政課

本年8月27日、28日に開催される大洗インターナショナルフィッシングフェスティバルの陸上イベントの一環として大洗港にて堤防釣り大会が開催される。堤防釣り大会は、前身のカジキ釣り大会における海の感謝祭イベントにおいても行われてきたが、今年度は同大会の運営を担当する（公財）日本釣振興会茨城県支部より、堤防釣り大会でのまき餌の使用を認めてもらいたい旨の要望があった。

これに対し、県では漁業調整規則における、まき餌の規定の取扱いについて検討を行っている中であり、まき餌が釣獲へ及ぼす影響を計ることが可能となる機会となることから、データの収集を条件に、特別採捕許可を発給することで対応することしたい。

## 1 大会概要

主催者：大洗インターナショナルフィッシングフェスティバル実行委員会

日時：令和4年8月27日、28日 7:00～14:00（受付～表彰式）

開催場所：大洗港第4埠頭

参加者：事前に募集した80人/日程度及び日釣振スタッフ ⇒特採の採捕従事者  
当日参加者（釣り体験に参加する初心者の小学生等）⇒特採非該当、まき餌不可

## 2 特別採捕許可の発給について

### （1）茨城県海面漁業調整規則におけるまき餌の制限

第41条 何人も、次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。

（1）竿釣り及び手釣り（まき餌釣を除く。）

第2号以下略

### （2）特採発給の理由

平成14年の水産庁の通知において、遊漁としてのまき餌釣は、一般的な方法として定着している実態があることから、必要な場合を除いて全面的な禁止によらず、必要に応じ、まき餌釣の禁止区域を委員会指示など、調整規則以外の制度による制限を設定するよう指導を受けている。本県においては、国の通知に基づく現実的な規制への移行を検討しており、各関係者から意見徴収をしている段階にある。

本大会については、陸域においてまき餌を使用した釣りをを行うことで、水産動物の釣獲にどのような影響があるか把握するためのデータが得られ、今後の規制案の検討に有用である

こと、また水面が漁業権漁場外であり、漁場への影響が直接的に及ばないと判断されることから、特別採捕許可により対応することとした。

### (3) 特採の条件

特別採捕許可の発給にあたり、採捕従事者に対し以下の通り条件を付けることとする。

- ①配布した番号札等を携帯することで、事前申請者と当日参加者を明確に区別する。
- ②採捕した水産動物は、個人別に種ごとに採捕尾数の計数及び総重量の測定を行い、採捕実績を報告する。
- ③まき餌の使用量上限は2kg/人・日とし、受付と番号札返却時に持ち込み量と残量の確認を行う。

<参考>

堤防釣り大会開催場所

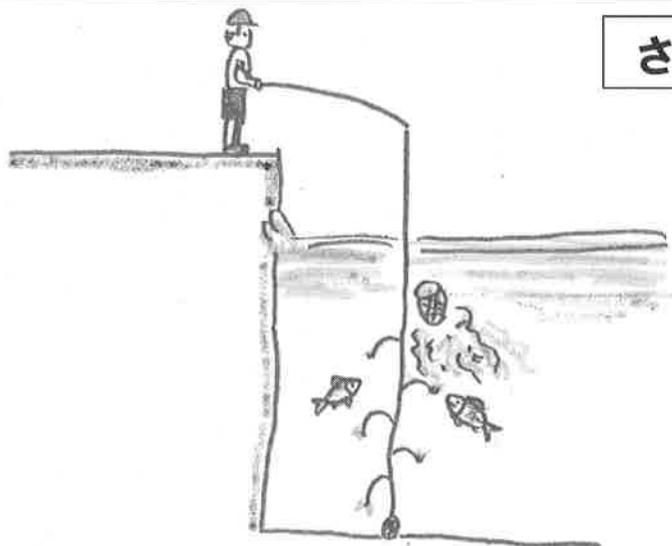


※大洗港 第4埠頭から北側にかけての二重線部の岸壁

# まき餌づり

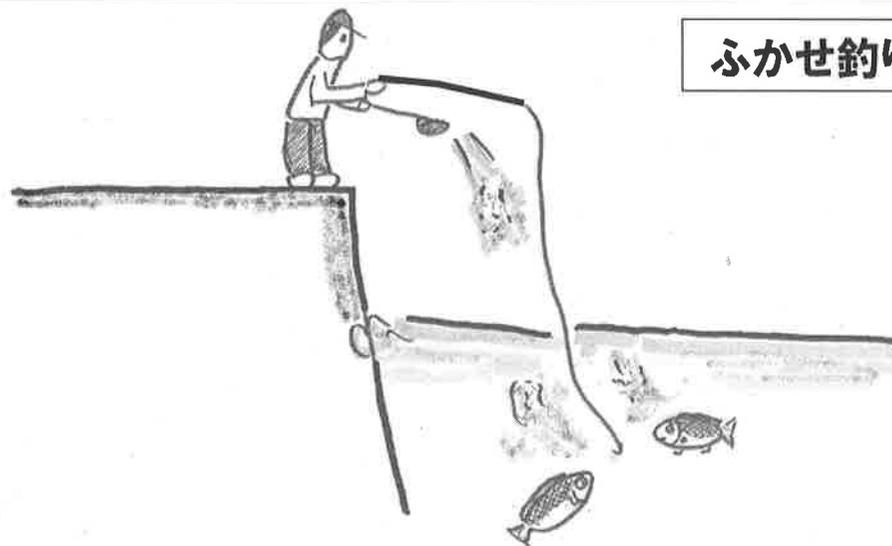
資料No.10-2

さびき釣り



- ・ 堤防釣りで良く行われる初心者向けの釣り
- ・ コマセかごにオキアミを入れて、海中で拡散させ、魚を誘引する
- ・ アジ、サバ、イワシなど

ふかせ釣り



- ・ 磯場や堤防で行われる
- ・ コマセを柄杓を用いて海面に投げ、海中で拡散させ、魚を誘引する
- ・ メジナ、クロダイなど

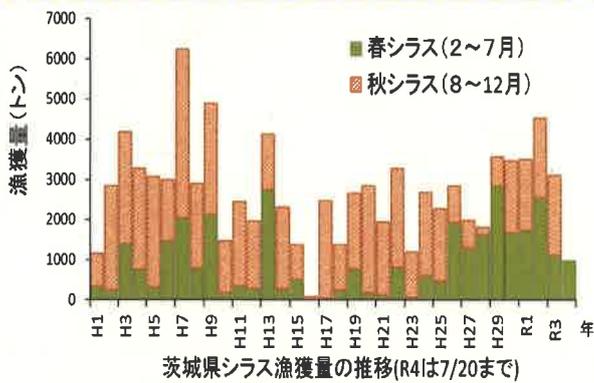
# シラスの漁況経過と 見通しについて

水産試験場 回遊性資源部

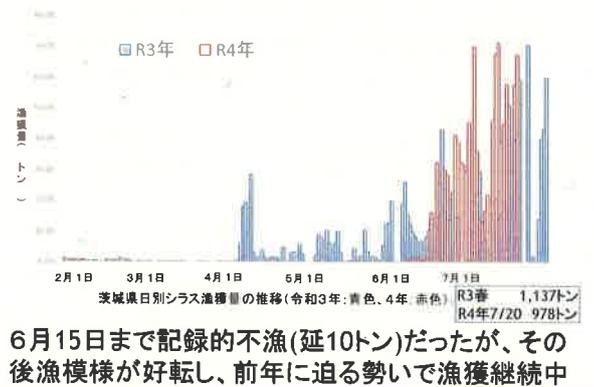


## 春シラス漁の予測と漁況経過

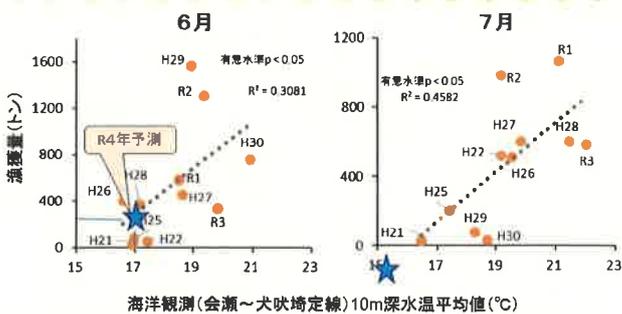
### R4年7/20までのシラス漁獲量の推移



### 日別シラス漁獲量の推移



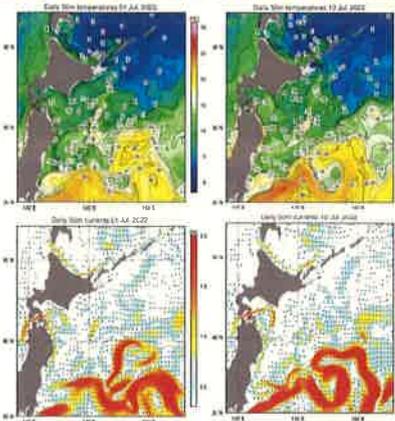
### 今年の春シラス漁(6月、7月)の予測



6月は予測約250トンに対し、286トンの漁獲、  
7月は予測0トンに対し、20日までで、687トンで  
7月の予測が大幅に外れる結果となった。

予測が外れた原因は？

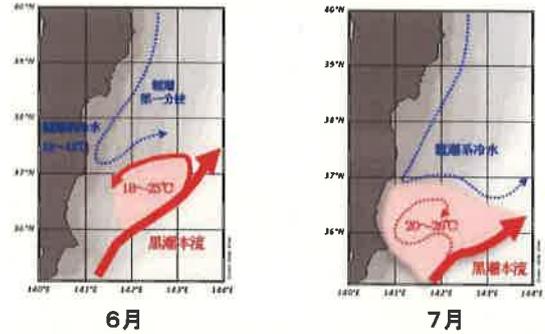
## 7月の50m深の水温及び潮流の状況



7/1には本県沿岸を北からの流れが犬吠埼まで南下し、冷水の南下傾向を示していたが、7/10には北からの流れが弱くなる一方、沖合から渦状の暖水の流れが強くなり、この状況が現在も継続している。

気象庁「海の健康診断表」より

## 6月、7月の海洋観測結果

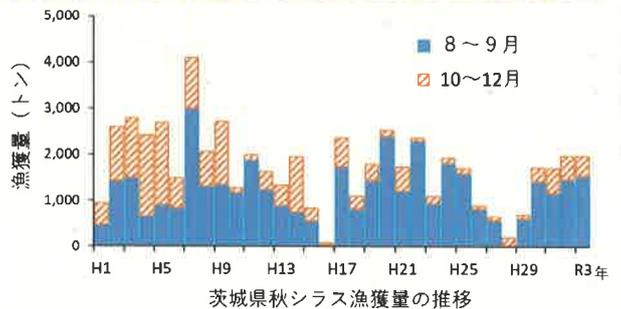


6月 7月  
親潮系冷水が本県海域へ南下し、海水温が低下する見込みであったが、黒潮からの暖水の影響が強まり、冷水の南下が弱くなったため、本県海域の海水温が上昇した。



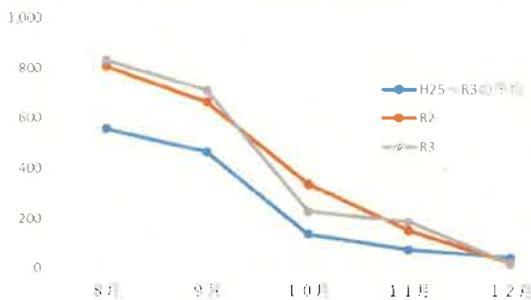
秋シラス漁の今後の見通し

## 昨年までの秋シラス漁獲量の推移



(前年1,985トン、過去5年平均1,650トン)

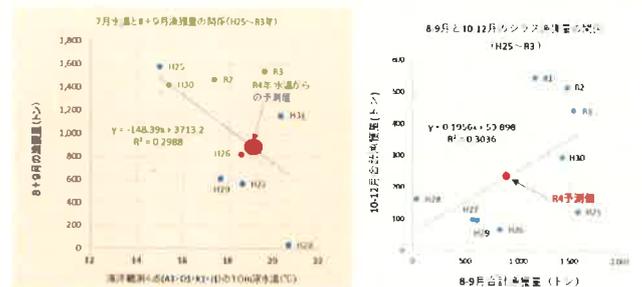
## 秋シラス月別漁獲傾向



秋シラスの漁獲傾向

本県の秋シラスは、8月の漁獲量が最も多く、9月以降減少する傾向にある。

## 8~9月と10~12月の秋シラス漁況予測



R4年7月の沿岸4点の海洋観測10m深水温平均値は19.12℃  
8~9月の漁獲量は 876トン  
10~12月の漁獲量は 231トン  
今年の秋シラスの漁獲量は 約1,100トン と予測  
(前年1,985トン、過去5年平均1,619トンを下回る)